



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年4月1日土曜日 第1747号外5

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....	1
愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則.....	4
建設業者許可申請等手続規則及び愛媛県外部監査人の資格を証 する書面閲覧規則の一部を改正する規則.....	4
地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関 する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する 主要な職員を定める規則の一部を改正する規則.....	4

告 示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による 開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....	5
愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置の一部改正.....	5

訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....	5
愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	5
愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....	24
愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	27
組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....	33
愛媛県総務事務センター規程.....	38
愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程.....	39

監査委員規程

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程.....	40
---------------------------	----

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則.....	40
愛媛県県立学校教職員設置規則及び指導力不足等教員の取扱い に関する規則の一部を改正する規則.....	41

教育委員会告示

教育事務所の名称、位置及び所管区域の一部改正.....	41
-----------------------------	----

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令.....	41
------------------------------	----

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する 規則.....	43
職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....	44
公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規 則.....	45
愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則.....	45

人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正.....	45
労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分 等の一部改正.....	45

県議会訓令

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令.....	45
---------------------------	----

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程.....	45
-------------------------------	----

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令.....47

規 則

○愛媛県規則第35号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定
める。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部
を次のように改正する。

第4条の表総務部の部管理局の項中「、私学文書課」を削
り、同部新行政推進局の項中「市町振興課」の下に「、私学
文書課」を加え、同表土木部の部道路都市局の項中「、高速
道路課」を削る。

第4条の2の表市町振興課の項を削り、同表農政課の項の
次に次のように加える。

農業経営課	担い手対策推進室
-------	----------

第6条第1項第2号中「こと」の下に「（他の主管に属す
るものを除く。）」を加える。

第7条第4項第8号及び第5項を削り、同条第6項後段を
削り、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える
。

6 私学文書課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 私立学校に関すること。
 - (2) 行政書士及び行政書士法人並びに宗教法人に関するこ
と。
 - (3) 私立大学に関すること（他の主管に属するものを除く
。）。
 - (4) 条例、規則、訓令、告示等の審査に関すること。
 - (5) 政策法務、争訟事務、公益法人事務等の統轄に関する
こと。
 - (6) 公印及び文書の管理に関すること。
 - (7) 文書事務の総括に関すること。
 - (8) 遞送事務の総括に関すること（他の主管に属するもの
を除く。）。
 - (9) 官報登載事務、県報及び県法規集に関すること。
- 第7条第7項に次の1号を加える。
- (12) 旅費の支出の集中処理業務に関すること。
- 第8条第1項第4号を次のように改める。
- (4) 南予地域活性化の総括に関すること。
- 第8条第1項中第12号を第13号とし、第5号から第11号ま
でを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 国土形成計画に関すること。

第8条第3項第4号を削り、同条第4項に次の1号を加える。

(9) 汎用コンピュータシステムの運用、管理及び利用の促進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

第9条第5項第4号を削り、第5号を第4号とする。

第10条第6項中「第10号及び第11号」を「第12号及び第13号」に改め、同項中第11号を第13号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 介護予防に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(7) 高齢者虐待の防止に関すること。

第12条第5項第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条第1項中「第12号から第14号」を「第11号から第13号」に改め、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、第4号及び第10号の事務は、担い手対策推進室が所掌する。

第13条第8項第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 第32回全国育樹祭の開催準備に関すること。

第14条第2項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第3項第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) ダムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。

第14条第4項第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第7項第3号中「（他の主管に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 高速道路の建設促進及び連絡調整に関すること。

第14条第7項に次の1号を加える。

(5) 本州四国連絡道路に係る連絡調整等に関すること。

第14条中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、第12項を第11項とする。

第16条第2項中「事業管理統括監及び事業管理監」を「えひめブランド推進統括監及びえひめブランド推進監」に改め、同条第3項中「保健福祉部、農林水産部」を「総務部、保健福祉部、経済労働部」に改める。

第16条の2第4項を次のように改める。

4 道路都市局に高速道路推進監を置く。

第17条第2項中「保健福祉課医療対策室」の下に「にあつては室長補佐及び技術室長補佐とし、農業経営課担い手対策推進室」を加え、「、技術室長補佐」を「技術室長補佐とする。」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 幹事課に構造改革班長を置く。

第18条第1項第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を第16号とする。

第20条第2項第5号を削る。

第23条第1項第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 地方局再編に関すること。

第24条第1項中第29号を第30号とし、第14号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 地方局再編班長

第24条第2項第6号を削る。

第26条第4項第6号を削る。

第27条第4項第8号を削る。

第28条第5項第3号を削り、第4号を第3号とする。

第29条第1項第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 動物由来感染症の予防に関すること。

第29条第2項中「置き、業務課に業務係を」を削り、同条第3項第3号を次のように改める。

(3) 担当係長

第29条第4項第4号を削り、第5号を第4号とする。

第30条第7項第3号を削る。

第31条第5項第4号を削り、第5号を第4号とする。

第35条の見出しを「（消費生活センター）」に改め、同条第1項中「愛媛県生活センター（以下「生活センター」を「愛媛県消費生活センター（以下「消費生活センター」に改め、同項第4号中「生活センター友の会」を「消費生活センター友の会」に改め、同条第2項及び第3項中「生活センター」を「消費生活センター」に改め、同条第4項中「生活センター」を「消費生活センター」に改め、同項第4号を削る。

第37条第1項第1号中「第18条第3項」の下に「及び第4項」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 介護給付費等の支給決定等及び自立支援医療費の支給認定その他市町に対する必要な援助等に関すること。

第37条第3項第4号を削る。

第38条第4項第4号を削る。

第40条第1項に次の1号を加える。

(4) 介護給付費等の支給決定等その他市町に対する必要な援助等に関すること。

第40条第3項第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 主任

第44条第4項第7号を削る。

第48条第4項第4号を削る。

第49条第3項第4号を削る。

第49条の2第4項第5号を削る。

第50条第4項第5号を削る。

第51条第4項第5号を削る。

第52条第1項第5号中「通院医療費の公費負担」を「精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 介護給付費等の支給決定等その他市町に対する必要な援助等に関すること。

第52条第4項第6号を削る。

第53条第2項の表健康推進課の項中「健康支援係、健康情報係、研修企画係」を「健康推進係」に改め、同条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項第7号を削る。

第54条第4項第4号を削る。

第55条第4項第3号を削る。
 第56条第4項第5号を削る。
 第57条第4項第4号を削る。
 第58条第4項第3号を削る。
 第59条第4項第3号を削る。
 第60条第3項第3号を削る。
 第63条第5項第4号を削る。
 第64条第4項第5号を削る。
 第67条第5項第4号を削る。
 第67条の2第4項第4号を削る。
 第68条第4項第4号を削る。
 第69条第4項第4号を削る。
 第70条第4項第4号を削る。
 第72条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 水産動植物の種苗の生産及び供給並びに水産増養殖の技術指導に関すること。

第72条第2項の表中「増殖室」の下に「栽培推進室」を加え、同条第4項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 技師

第72条第5項第5号を削る。
 第73条を削る。
 第73条の2第4項第3号を削り、同条を第73条とする。
 第74条第4項第3号を削る。
 第75条第3項中「それぞれ」を削り、同項の表行政課の項中「庶務係、行政係」を削り、同条第5項第5号を削る。
 第76条第3項を次のように改める。

3 研修所に研修課を置き、研修課に庶務係及び教務係を置く。

第76条第4項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第5項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削る。

第78条第5項第5号を削る。
 第79条第5項第3号を削る。
 第80条第4項第3号を削る。

別表第1財政課の項を削り、同表税務課の項の欄中「、間税係」及び「、機構設立準備係」を削り、同表私学文書課の項を削り、同表市町振興課の項を次のように改める。

市町振興課	行政係、選挙係、財政係、税政係、地域振興係、合併支援係
-------	-----------------------------

別表第1市町振興課の項の次に次のように加える。

私学文書課	私学係、法令係、文書係
-------	-------------

別表第1行政システム改革課の項の欄中「システム改革係」の下に「、経営改革係」を加え、「総務事務センター整備係」を「総務事務センター係」に改め、同表統計課の項同欄中「、管理係、システム第一係、システム第二係」を削り、同表情報政策課の項同欄中「電子申請推進係」の下に「、管理係」を加え、同表障害福祉課の項同欄中「障害者施設係、療育センター係、身体障害者福祉係、知的障害者福祉係、

精神障害者福祉係」を「障害政策係、在宅福祉係、障害施設係、障害支援係、療育センター係」に改め、同表長寿介護課の項同欄中「長寿社会係、介護保険管理係」を「長寿政策係、介護予防係、介護研修係」に改め、同表農政課の項同欄中「、指導係」を削り、同表農業経営課の項を次のように改める。

農業経営課	管理係、生産環境係、普及指導係、研究企画係
担い手対策推進室	農地活用係、担い手育成係

別表第1漁政課の項の欄中「企画調整係」を「企画流通係」に改め、「、流通加工係」を削り、同表水資源対策課の項同欄中「、ダム係」を削り、同表道路建設課の項同欄中「道路事業係」の下に「、高速道路係」を加え、同表道路維持課の項同欄中「市町道係」を「道路保全係」に、「舗装防災係」を「道路防災係」に改め、高速道路課の項を削る。

別表第2県民生活課の項地方機関の欄中「生活センター」を「消費生活センター」に改め、同表農政課の項同欄中「、栽培漁業センター」を削る。

別表第3松山地方局の部産業経済部農村整備第二課の項の欄中「総合整備第一係、総合整備第二係」を「総合整備係」に改め、同部産業経済部水産課の項同欄中「、漁港係」を削り、同表八幡浜地方局の部産業経済部農村整備第一課の項同欄中「、農地整備第四係」を削り、同部建設部道路課の項同欄中「名坂道路係」を「高規格道路係」に改める。

別表第6八幡浜地方局鹿野川ダム管理事務所の項を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課若しくはセンターに勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課若しくはセンターに勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

総務部管理局財政課予算第一係長	総務部管理局財政課担当係長
総務部管理局財政課予算第二係長	総務部管理局財政課担当係長
総務部管理局財政課予算第三係長	総務部管理局財政課担当係長
総務部管理局私学文書課私学係長	総務部新行政推進局私学文書課私学係長
総務部管理局私学文書課法令係長	総務部新行政推進局私学文書課法令係長
総務部管理局私学文書課	総務部新行政推進局私学文書課
総務部新行政推進局行政システム改革課総務事務センター整備係長	総務部新行政推進局行政システム改革課総務事務センター係長
総務部新行政推進局行政システム改革課総務事務センター整備係担当係長	総務部新行政推進局行政システム改革課総務事務センター係担当係長
東京事務所行政課庶務係長	東京事務所行政課担当係長
東京事務所行政課行政係長	東京事務所行政課担当係長
研修所総務課庶務係長	研修所研修課庶務係長
研修所研修企画課教務係長	研修所研修課教務係長

企画情報部管理局統計課システム第一係長	企画情報部管理局情報政策課担当係長
企画情報部管理局統計課システム第二係長	企画情報部管理局情報政策課担当係長
生活センター相談・テスト係長	消費生活センター相談・テスト係長
生活センター	消費生活センター
健康増進センター健康推進課健康支援係長	健康増進センター健康推進課健康推進係長
健康増進センター健康推進課研修企画係長	健康増進センター健康推進課健康推進係担当係長
農林水産部農業振興局農業経営課農地活用係長	農林水産部農業振興局農業経営課担い手対策推進室農地活用係長
農林水産部農業振興局農業経営課担い手育成係長	農林水産部農業振興局農業経営課担い手対策推進室担い手育成係長
栽培漁業センター	水産試験場
中予栽培漁業センター事業係長	中予水産試験場栽培推進室担当係長
中予栽培漁業センター	中予水産試験場
土木部道路都市局道路維持課市町道係長	土木部道路都市局道路維持課道路保全係長
松山地方局産業経済部農村整備第二課総合整備第二係長	松山地方局産業経済部農村整備第二課総合整備係長
八幡浜地方局建設部道路課名坂道路係長	八幡浜地方局建設部道路課高規格道路係長

○愛媛県規則第36号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表知事の事務部局の部本庁の項職の欄中「事業管理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に改め、「、事業管理監」を削り、「えひめブランド推進監」の下に「、高速道路推進監」を、「医幹」の下に「、構造改革班長」を加え、「、主査」を削り、同部地方機関の項同欄中「新まちづくり支援班長」の下に「、地方局再編班長」を加え、「、主査」を削り、同表労働委員会事務局の部同欄中「、主査」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第37号

建設業者許可申請等手続規則及び愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

建設業者許可申請等手続規則及び愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則の一部を改正する規則

（建設業者許可申請等手続規則の一部改正）

第1条 建設業者許可申請等手続規則（昭和47年愛媛県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「正本1通及び副本2通」を「次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める数」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第3条第1項の許可の申請をする場合において法第5条の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類 正本1通及び副本2通
- (2) 法第3条第3項の許可の更新の申請をする場合において法第5条の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類並びに法第11条又は省令第7条の2若しくは第8条の規定により提出すべき届出書及びその添付書類 正本1通及び副本1通

（愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則の一部改正）

第2条 愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則（平成11年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「管理局人事課」を「新行政推進局行政システム改革課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第38号

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

（地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則の一部改正）

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則（昭和46年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

本則第4号中「センター長」の下に「、企画調査監」を加え、「、経営企画室長及び経営企画室長補佐」を「及び経営企画室長」に改め、「総務課長」の下に「及び総務課長補佐」を加える。

（地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和46年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

本則第4号中「センター長」の下に「、企画調査監」を加え、「、経営企画室長及び経営企画室長補佐」を「及び経営企画室長」に改め、「総務課長」の下に「及び総務課長補佐」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第526号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正する。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表愛媛県立保育専門学校入学試験の項及び愛媛県立医療技術短期大学一般入学試験の項を削り、同表海外派遣農業研修生選考の項口頭による開示請求をすることができる場所の欄中「農林水産部農業振興局農業経営課」を「農林水産部農業振興局農業経営課担い手対策推進室」に改める。

○愛媛県告示第527号

愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置（昭和47年3月愛媛県告示第291号）の一部を次のように改正する。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表位置の欄中

「

松山市	愛媛県土木部管理局土木管理課内
-----	-----------------

」を削る。

訓 令

○愛媛県訓令第3号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める

○愛媛県訓令第4号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「事業管理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に改め、「事業管理監」を削り、「えひめブランド推進監」の下に「高速道路推進監」を加える。

第5条第1項の表知事の権限に属する事務の部部長の項代決者の欄中「事業管理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に、「事業管理監」を「えひめブランド推進監」に改め、同部事業管理統括監の項決裁者の欄中「事業管理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に改め、同項代決者の欄中「事業管理監」を「えひめブランド推進監」に、「事業管理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に改め、同部課長の項同欄中「事業管理監（担当事務に限る。）」を削り、「えひめブランド推進監（担当事務に限る。）」の下に「高速道路推進監（担当事務に限る。）」を加え、「又は所長」を「所長又は構造改革班長（担当事務に限る。）」に改め、同部原子力安全対策推進監、循環型社会推進監、事業管理監及びえひめブランド推進監の項決裁者の欄中「事業管理監及びえひめブランド推進監」を「えひめブランド推進監及び高速道路推進監」に改め、同項代決者の欄中「事業管理監又はえひめブランド推進監」を「えひめブランド推進監又は高速道路推進監」に改める。

別表第1 5の部1の項事項の欄中「第4項」を「第5項」に改め、同部2の項同欄中「第7条第3項第3号、第8条第2項第6号、第3項、第9条第5号、第10条第2項」を「第7条第3項第4号、第8条第2項第7号、第3項第3号、第9条第6号、第10条第2項第4号」に改め、同表6の部中16の項を17の項とし、10の項から15の項までを1ずつ繰り下げ、9の項の次に次のように加える。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第11条の3を次のように改める。

（えひめブランド推進統括監）

第11条の3 えひめブランド推進統括監は、上司の命を受け、新しい愛媛ブランドの育成、販路開拓、食の安全・安心対策等に関する事務を統括する。

第12条中第4項を削り、第5項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 高速道路推進監は、上司の命を受け、高速道路の建設促進等に関する事務を調整し、整理するとともに、道路建設課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する。

第14条の8を第14条の9とし、第14条の4から第14条の7までを1条ずつ繰り下げ、第14条の3の次に次の1条を加える。

（構造改革班長）

第14条の4 構造改革班長は、上司の命を受け、財政構造改革の推進に関する事務を処理する。

第16条の3を削る。

第20条第2項中「事業管理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に改め、「事業管理監」を削り、「えひめブランド推進監」の下に「高速道路推進監」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

10 非常勤職員（9に掲げる者を除く。）の任免に関すること。				
(1) 法令に基づくもの				
(2) (1)以外のもの				

別表第1 11の部1の項事項の欄中「第34条」の下に「、第84条の2第1項、公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（以下この部において「政令」という。）第1条第1項第1号」を加え、同部2の項同欄中「第38条第2項」の下に「、第84条の2第1項、政令第1条第1項第1号」を加え、同部4の項同欄中「第77条」の下に「、第84条の2第1項、政令第1条第1項第1号」を加え、同部9の項同欄中「第59条第3号」の下に「、第84条の2第1項、政令第1条第1項第1号」を加え、同部10の項同欄中「第67条第2項」の下に「、第84条の2第1項、政令第1条第1項第1号」を加え、同部11の項同欄中「第67条第3項」の下に「、第84条の2第1項、政令第1条第1項第1号」を加え、同部12の項同欄中「第71条」の下に「、第84条の2第1項、政令第1条第1項第1号」を加え、同部14の項同欄中「第72条第2項」の下に「、第84条の2第1項、政令第1条第1項第1号」を加え、同部15の項同欄中「第83条」の下に「、第84条の2第1項、政令第1条第1項第1号」を加え、同表中22の部を23の部とし、19の部から21の部までを1ずつ繰り下げ、同表18の部1の項を次のように改める。

1 公の施設に関すること。				
(1) 特に重要なもの				
(2) 重要なもの				
(3) 軽易なもの				

別表第1中18の部を19の部とし、12の部から17の部までを1ずつ繰り下げ、11の部の次に次のように加える。

12 公益信託に関する事務	1 引受けの許可（信託法第68条、第72条、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（以下この部において「政令」という。）第75条第1項）				
	2 監督に関すること。				
	(1) 信託管理人の選任（信託法第8条第1項、第72条、政令第75条第1項）				
	(2) 信託財産の取得の許可（信託法第22条第1項ただし書、第72条、政令第75条第1項）				
	(3) 受託者の解任（信託法第47条、第72条、政令第75条第1項）				
	(4) 信託財産の管理人の選任及び処分命令（信託法第48条、第72条、政令第75条第1項）				
	(5) 新受託者の選任（信託法第49条第1項、第2項、第72条、政令第75条第1項）				
	(6) 事務の処理の検査（信託法第69条第1項、第72条、政令第75条第1項）				
	(7) 処分命令（信託法第69条第1項、第72条、政令第75条第1項）				
	(8) 信託の条項の変更（信託法第70条、第72条、政令第75条第1項）				
	(9) 受託者の辞任の許可（信託法第71条、第72条、政令第75条第1項）				
	(10) 事業計画及び収支予算の届出の受理				
	(11) 事業報告、収支決算届出等の受理				
	(12) 残余財産の処分の許可				
(13) 主務大臣に対する報告					
3 特定公益信託及び認定特定公益信託の証明及び認定（所得税法施行令第217条の2第2項、第3項、法人税法施行令第77条の2第2項、第3項、租税特別措置法施行令第40条の4第2項、第3項）					

別表第2人事課の表1の部1の項(4)を削り、同表5の部1の項を次のように改める。

1 給料の決定に関する事(職員の給与に関する条例(以下この部において「給与条例」という。)第4条、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下この部において「技能労務職員の給与条例」という。)第3条)。				
(1) 本庁の部長若しくは局長又はこれらに相当する職にある者に係るもの				
(2) 本庁の課長補佐又はこれに相当する職以上の職にある者に係るもの(1)に該当するものを除く。)				
(3) (1)及び(2)以外のもの				

別表第2人事課の表備考(2)中「5の部1の項(1)ア同欄、同項(2)イ同欄、同項(3)イ同欄」を「5の部1の項(2)同欄」に改め、同表備考(7)中「5の部1の項(2)ア」を「5の部1の項(1)」に改める。

別表第2税務課の表1の部中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同表3の部1の項を削り、同部2の項事項の欄中「法」を「地方税法(以下この部において「法」という。)」に改め、同項を同部1の項とし、同部中3の項から9の項までを1ずつ繰り上げ、10の項を削る。

別表第2私学文書課の表を削る。

別表第2市町振興課の表4の部1の項及び2の項を次のように改める。

1 市町債(市町を構成員とする一部事務組合に係るものを含む。以下この部において同じ。)の総務大臣への事前協議及び配分				
2 起債許可団体の指定に係る意見の具申(地方財政法施行令第17条第2項第2号)				

別表第2市町振興課の表4の部3の項事項の欄中「市町債の」の下に「同意予定額又は」を加え、同部中同項の次に次のように加える。

4 その他市町債に関する事。				
(1) 重要なもの				
(2) 軽易なもの				

別表第2市町振興課の表の次に次の1表を加える。

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
私 学 文 書 課	1 私立学校に関する事務	1 学校教育法に関する事。				
		(1) 私立学校(専修学校及び各種学校を除く。)の設置、廃止及び設置者の変更の認可(第4条)				
		(2) 私立学校(専修学校及び各種学校を除く。)に係る(1)に掲げるもの以外の認可(第4条)				
		(3) 専修学校の設置、廃止、設置者の変更及び目的の変更の認可(第82条の8)				
		(4) 各種学校の設置、廃止、設置者の変更等の認可(第4条、第83条)				
		(5) 私立学校の学校閉鎖命令(第13条)				
		(6) 専修学校及び各種学校の設置勧告及び教育の停止命令(第84条)				
	2 私立学校法に関する事。					

	(1) 学校法人の寄附行為の認可(第31条)				
	(2) 準学校法人の寄附行為の認可(第31条、第64条)				
	(3) 学校法人の解散の認可又は認定及び合併の認可(第50条、第52条)				
	(4) 準学校法人の解散の認可又は認定及び合併の認可(第50条、第52条、第64条)				
	(5) 学校法人及び準学校法人の寄附行為の補充(第32条、第64条)				
	(6) 学校法人及び準学校法人の収益事業の種類の設定及び停止命令(第26条、第61条、第64条)				
	(7) 学校法人の寄附行為の変更の認可(第45条)				
	(8) 準学校法人の寄附行為の変更の認可(第45条、第64条)				
	(9) 学校法人及び準学校法人の解散命令(第62条、第64条)				
	3 日本私立学校振興・共済事業団に関すること。				
	4 私立学校教職員共済組合に関すること。				
	5 私立学校の生徒旅客運賃割引証に関すること。				
2 宗教法人法の施行に関する事務	1 登記に関する届出の受理(第9条)				
	2 宗教法人の規則、規則変更、合併及び解散の認証(第14条、第28条、第39条、第46条、第82条)				
	3 財産目録等の写しの受理(第25条第4項)				
	4 報告の徴収及び質問(第78条の2第1項)				
	5 宗教法人審議会の意見聴取(第78条の2第2項、第79条第4項、第80条第5項)				
	6 宗教法人の公益事業以外の事業の停止命令(第79条第1項)				
	7 認証の取消し(第80条第1項、第2項、第6項)				
	8 裁判所に対する宗教法人の解散命令の請求(第81条第1項)				
3 行政書士法の施行に関する事務	1 行政書士試験の実施(第3条、第4条の16)				
	(1) 行政書士試験の受験願書(県外居住者に係るものに限る。)の受理(愛媛県行政書士法施行細則第5条第1項)				
	(2) (1)以外のもの				
	2 行政書士試験事務の委任及び委任の撤回(第4条第1項、第4条の4第1項、第4条の15)				
	3 指定試験機関に関すること。				
	(1) 変更の届出についての措置(第4条の4第2項、第3項)				
	(2) 試験事務規程の変更についての意見の通知(第4条の8第2項)				
	(3) 事業計画及び収支予算についての意見の通知(第4条の9第2項)				
	(4) 事業報告書及び収支決算書の受理(第4条の9第3項)				
	(5) 必要な措置の指示(第4条の11第2項)				
	(6) 報告の徴収及び立入検査(第4条の12第2項)				

	(7) 試験事務の休廃止の許可についての意見の具申 (第4条の13第3項)				
	4 行政書士及び行政書士法人の監督に関すること。				
	(1) 事務所の立入検査(第13条の22第1項)				
	(2) 懲戒処分(第14条、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の5)				
	(3) 措置要求の処理(第14条の3第1項、第2項)				
	(4) 日本行政書士会連合会に対する通知(第14条の4)				
	5 行政書士会の会則及び会則の変更の認可(第16条の2)				
	6 行政書士会の報告の受理(第17条)				
4 私立大学に関する事務	1 私立大学に関すること。				
5 文書管理に関する事務	1 文書の浄書(文書管理規程第32条)				
	2 文書等の発送(文書管理規程第35条第1項、第3項、第4項)				
	3 県報登載(文書管理規程第37条から第39条まで)				
	4 文書の保存期間の特例の協議(文書管理規程第55条)				
	5 完結文書の引継ぎ(文書管理規程第58条第2項)				
	6 保存文書の利用及び庁外持出しの承認(文書管理規程第61条)				
	7 保存文書の閲覧及び写しの交付の協議(文書管理規程第63条第1項)				
	8 保存文書の廃棄(文書管理規程第64条第1項、第65条)				
	9 浄書経費の分担割合の決定				
	10 掲示板への掲示の承認				
6 文書事務の総括に関する事務	1 文書事務の調査指導(文書管理規程第4条)				
	2 文書記号の協議(文書管理規程第45条第4項)				
	3 ファイル管理表及びファイル管理総括表の調整(文書管理規程第49条第4項)				
7 愛媛県公印規程の施行に関する事務	1 特殊公印の作成の承認(第4条)				
	2 公印の新設、改刻及び廃止の承認及び告示(第6条、第10条)				
	3 公印の登録(第7条)				
	4 公印刷込み承認届の受理(第13条第2項)				
8 県報、官報登載及び県法規集に関する事務	1 愛媛県報発行規程に関すること。				
	(1) 号外の県報発行(第3条)				
	(2) 別冊の発行(第5条)				
	(3) 県報の配付先及び配付部数の決定(第8条)				
	2 愛媛県報一般広告規程に関すること。				
	(1) 一般広告の県報への掲載(第1条)				
	3 官報報告規程に関すること。				
	(1) 官報掲載事項の報告(第5条)				
	(2) 官報掲載事項の訂正(第6条)				
	4 県法規集の編集				

別表第2 行政システム改革課の表中11の部の次に次のように加える。

12 旅費の支出の集中処理業務に関する事務	1 旅費の支出の集中処理業務に関すること。				
-----------------------	-----------------------	--	--	--	--

別表第2 企画調整課の表5の部を次のように改める。

5 国土形成計画法の施行に関する事務	1 全国計画の策定及び変更に係る意見の具申（第6条第5項、第8項）				
	2 全国計画の提案（第8条第1項）				
	3 広域地方計画協議会に関すること。				
	4 広域地方計画に関する調整の要請（第13条）				
	5 その他国土形成計画に関すること。				
	6 四国地方開発推進委員会に関すること。				

別表第2 企画調整課の表中6の部を削り、7の部を6の部とし、8の部から16の部までを1ずつ繰り上げる。

別表第2 統計課の表4の部を削る。

別表第2 情報政策課の表中9の部の次に次のように加える。

10 汎用コンピュータシステムに関する事務	1 汎用コンピュータの機種決定				
	2 汎用コンピュータシステムの管理及び運用				
	3 汎用コンピュータシステムの利用の推進				

別表第2 県民生活課の表4の部3の項を削り、同表5の部1の項事項の欄中「第9条の3」を「第8条」に改める。

別表第2 人権対策課の表中5の部を削り、6の部を5の部とし、7の部を6の部とする。

別表第2 環境政策課の表21の部1の項(1)事項の欄中「第8条第1項」を「第21条第1項」に改め、同項(2)同欄中「第8条第2項」を「第21条第2項」に改め、同項(3)同欄中「第8条第3項」を「第21条第3項」に改め、同部2の項同欄中「第10条第1項」を「第23条第1項」に改め、同部3の項(1)同欄中「第11条第1項」を「第24条第1項」に改め、同項(2)同欄中「第11条第3項」を「第24条第3項」に改め、同項(3)同欄中「第11条第4項」を「第24条第4項」に改める。

別表第2 保健福祉課の表20の部1の項(2)決裁区分の欄中

「

--	--	--

」を「

--	--	--

」に改め、同表21の部1の項を次のように改める。

1 市町以外の者が設置する指定介護老人福祉施設に関すること。				
(1) 報告の徴収及び立入検査（第90条第1項）				
(2) 勧告（第91条の2第1項）				
(3) 勧告に従わない旨の公表（第91条の2第2項）				
(4) 勧告に係る措置命令（第91条の2第3項、第4項）				

別表第2 医療対策室の表中13の部を14の部とし、7の部から12の部までを1ずつ繰り下げ、同表6の部事務の種類欄中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同部を同表7の部とし、同表中2の部から5の部までを1ずつ繰り下げ、同表1の部の次に次のように加える。

2 愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例の施行に関する事務	1 貸与者の決定（愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例施行規則（以下この部において「規則」という。）第9条）				
	2 奨学金の貸与の取消し及び休止の決定（規則第10条第1項）				
	3 奨学金の返還に関する指示（規則第15条）				
	4 奨学金の返還免除の決定（第6条）				
	5 奨学金の返還猶予の決定（規則第16条）				

6 届出等の受理（規則第11条、第12条、第17条、第18条）				
---------------------------------	--	--	--	--

別表第2健康増進課の表4の部2の項事項の欄中「第27条第1項、第2項、第28条第1項、第29条の4第2項、第34条第1項、第3項、」を削り、同部中3の項から5の項までを削り、6の項を3の項とし、7の項を4の項とし、8の項を削り、9の項を5の項とし、10の項から14の項までを4ずつ繰り上げ、同表15の部中1の項を削り、2の項を1の項とし、同部中同項の次に次のように加える。

2 小児慢性特定疾患治療研究費の交付額及び委託料の決定（第21条の9の6、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について（平成17年2月21日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第4の7）				
--	--	--	--	--

別表第2健康増進課の表17の部事務の種類欄中「ファミリーハウスあい利用料金条例」を「ファミリーハウスあい管理条例」に改め、同部1の項事項の欄中「承認」の下に「及び変更承認」を加え、「第2条第3項、第4項」を「第11条第3項」に改め、同項を同部3の項とし、同項の前に次のように加える。

1 利用時間の変更の承認（第4条第2項）				
2 利用の許可を要する附属設備等の承認（第7条第1項第2号）				

別表第2健康増進課の表18の部を次のように改める。

18 障害者自立支援法の施行に関する事務	1 自立支援医療費（育成医療及び精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。			
	(1) 不正利得の徴収（第8条第1項、第2項）			
	(2) 障害者等に対する報告の徴収（第9条第1項、第11条第1項）			
	(3) 自立支援給付対象サービスの関係者に対する報告の徴収及び立入検査（第10条第1項、第11条第2項）			
	(4) 官公署に対する資料の請求（第12条）			
	(5) 支給認定（第53条第1項、第54条第2項、第3項）			
	(6) 申請内容の変更届出の受理（障害者自立支援法施行令（以下この部において「政令」という。）第32条第1項）			
	(7) 医療受給者証の再交付（政令第33条第1項）			
	(8) 支給認定の変更の決定（第56条第2項、第4項）			
	(9) 支給認定の取消し（第57条第1項）			
	(10) 医療受給者証の返還の受理（第57条第2項）			
	(11) 支給の決定（第58条第1項）			
	(12) 額の決定等（第73条第1項、第3項）			
	(13) 支払事務の委託に関すること（第73条第4項）。			
	2 指定自立支援医療機関（育成医療及び精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。			
(1) 指定（第54条第2項、第69条第1号）				
(2) 指定の更新（第60条第1項）				
(3) 変更並びに休止、廃止及び再開等の届出の受理（第64条、第69条第2号、障害者自立支援法施行規則第63条）				
(4) 指定の辞退の申出の受理（第65条、第69条第3号）				

(5) 報告の徴収等（第66条第1項）				
(6) 自立支援医療費の支払差止め等（第66条第3項）				
(7) 勧告（第67条第1項）				
(8) 勧告に従わない旨の公表（第67条第2項）				
(9) 措置命令（第67条第3項、第4項）				
(10) 指定の取消し等（第68条第1項、第69条第4号）				

別表第2 薬務衛生課の表18の部中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同表20の部中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から11の項までを1ずつ繰り上げる。

別表第2 障害福祉課の表9の部4の項から6の項までを削り、同部を同表10の部とし、同表中5の部から8の部までを1ずつ繰り下げ、同表4の部中1の項を削り、2の項を1の項とし、同部3の項(1)事項の欄及び(2)同欄中「第50条」を「第50条第7号、第7号の2」に改め、同項を同部2の項とし、同部を同表5の部とし、同表3の部1の項を削り、同部2の項中(4)を削り、(5)を(4)とし、同部3の項を削り、同部を同表4の部とし、同表2の部中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から11の項までを削り、同部12の項同欄中「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同項を同部8の項とし、同部13の項を同部9の項とし、同部14の項同欄中「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同項を同部10の項とし、同部15の項同欄中「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同項を同部11の項とし、同部中16の項から19の項までを4ずつ繰り上げ、同部20の項同欄中「措置費及び」を削り、「昭和62年7月16日」を「平成5年4月1日」に改め、同項を同部16の項とし、同部中21の項を削り、22の項を17の項とし、同部を同表3の部とし、同表1の部の次に次のように加える。

2 障害者自立支援法の施行に関する事務	1 自立支援給付対象サービス等（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）の関係者に対する報告の徴収（第11条第1項、第2項）				
	2 指定障害福祉サービス事業者に関すること。				
	(1) 指定（第29条第1項、第51条第1号）				
	(2) 指定の変更（第37条第1項）				
	(3) 指定の更新（第41条第1項）				
	(4) 変更及び廃止の届出等に係る公示（第51条第2号）				
	(5) 勧告（第49条第1項）				
	(6) 勧告に従わない旨の公表（第49条第4項）				
	(7) 措置命令（第49条第5項、第6項）				
	(8) 指定の取消し（第50条第1項、第51条第4号）				
	3 指定自立支援医療機関（更生医療に関するものに限る。）に関すること。				
	(1) 指定（第54条第2項、第69条第1号）				
	(2) 指定の更新（第60条第1項）				
	(3) 変更並びに休止、廃止及び再開等の届出の受理（第64条、第69条第2号、障害者自立支援法施行規則第63条）				
	(4) 指定の辞退の申出の受理（第65条、第69条第3号）				
	(5) 報告の徴収等（第66条第1項）				
	(6) 自立支援医療費の支払差止め等（第66条第3項）				
	(7) 勧告（第67条第1項）				
	(8) 勧告に従わない旨の公表（第67条第2項）				
	(9) 措置命令（第67条第3項、第4項）				

(10) 指定の取消し等（第68条第1項、第69条第4号）				
4 自立支援医療費等の額の決定等（第73条第1項、第3項）				
5 障害福祉サービス事業に関すること。				
(1) 開始、変更、廃止及び休止の届出の受理（第79条第2項から第4項まで）				
(2) 報告の徴収及び立入検査（第81条第1項）				
(3) 事業の停止命令等（第82条）				
6 市町障害保健福祉計画に関すること。				
(1) 意見の通知（第88条第7項）				
(2) 作成上の助言（第90条第1項）				
7 都道府県障害福祉計画に関すること。				
(1) 策定及び変更（第89条第1項、第6項）				
(2) 地方障害者施策推進協議会の意見の聴取（第89条第5項）				
8 障害者介護給付費等に係る不服審査に関すること。				
(1) 受理及び通知（第97条第1項、第102条）				
(2) 障害者介護給付費等不服審査会への諮問（障害者自立支援法施行条例第4条）				
(3) 審理のための処分（第103条第1項）				
(4) 裁決				

別表第2長寿介護課の表2の部1の項(1)事項の欄中「第24条第2項」を「第24条第1項」に改め、同項(2)を削り、同項(3)同欄中「第24条第3項」を「第24条第2項」に改め、同項(3)を同項(2)とし、同項(4)同欄中「第24条第3項」を「第24条第2項」に改め、同項(4)を同項(3)とし、同項(5)同欄中「第24条第3項」を「第24条第2項」に改め、同項(5)を同項(4)とし、同項(6)同欄中「第24条第3項」を「第24条第2項」に改め、同項(6)を同項(5)とし、同項中(7)を(6)とし、(8)から(10)までを1ずつ繰り上げ、同項(11)同欄中「第18条の2第1項」を「第18条の2第2項」に改め、同項(11)を同項(10)とし、同部2の項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(6)までを1ずつ繰り上げ、同項(7)同欄中「第18条の2第1項」を「第18条の2第2項」に改め、同項(7)を同項(6)とし、同項中(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、同項(10)同欄中「第29条第4項」を「第29条第8項、第9項」に改め、同項(10)を同項(9)とし、同部3の項同欄中「第18条の2第2項」を「第18条の2第3項」に改め、同部8の項(2)同欄中「第4項」を「第5項」とし、同項を同部18の項とし、同表4の部中13の項を23の項とし、9の項から12の項までを10ずつ繰り下げ、同部7の項(5)同欄中「取消し」を「取消し等」に改め、同項(5)を同項(11)とし、同項中(4)を(7)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 勧告（第113条の2第1項）				
(9) 勧告に従わない旨の公表（第113条の2第2項）				
(10) 措置命令（第113条の2第3項、第4項）				

別表第2長寿介護課の表4の部7の項(3)事項の欄中「命令等」を「徴収及び立入検査」に改め、同項(3)を同項(6)とし、同項中(2)を(5)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 関係市町からの意見の聴取（第107条第5項）				
(3) 指定の更新（第107条の2第1項）				
(4) 指定の変更（第108条第1項）				

別表第2長寿介護課の表4の部7の項を同部13の項とし、同項の次に次のように加える。

14 指定介護予防サービス事業者に関すること。				
(1) 指定（第53条第1項本文、第115条の9第1号）				
(2) 勧告（第115条の7第1項）				

(3) 勧告に従わない旨の公表（第115条の7第2項）				
(4) 措置命令（第115条の7第3項、第4項）				
(5) 変更の届出等に係る公示（第115条の9第2号）				
(6) 指定の取消し等（第115条の8第1項、第115条の9第3号）				
15 介護サービス情報の公表に関すること。				
(1) 報告の受理（第115条の29第1項）				
(2) 報告に関する計画の策定及び公表（政令第37条の5）				
(3) 調査の実施（第115条の29第2項）				
(4) 公表（第115条の29第3項、政令第37条の18第1項、第2項）				
(5) 報告又は報告内容の是正の命令（第115条の29第4項、第5項）				
(6) 指定居宅サービス事業者等の指定又は許可の取消し等（第115条の29第6項、第7項）				
16 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関に関すること。				
(1) 指定（第115条の30第1項、政令第37条の8第1項）				
(2) 報告の徴収及び立入検査（第115条の34第1項）				
(3) 業務の休廃止の許可（第115条の35、政令第37条の12）				
(4) 変更の届出の受理（政令第37条の8第2項、第3項）				
(5) 調査事務の実施又は改善の命令（政令第37条の9第3項）				
(6) 調査事務規程の認可及び変更の認可並びに変更命令（政令第37条の10）				
(7) 適合命令（政令第37条の11）				
(8) 指定の取消し等（政令第37条の13）				
17 介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センターに関すること。				
(1) 指定（第115条の36第1項）				
(2) 報告の徴収及び立入検査（第115条の34第1項、第115条の36第3項）				
(3) 業務の休廃止の許可（第115条の35、第115条の36第3項、政令第37条の12、第37条の15第2項）				
(4) 変更の届出の受理（政令第37条の8第2項、第3項、第37条の15第2項）				
(5) 情報公表事務の実施又は改善の命令（政令第37条の9第3項、第37条の15第2項）				
(6) 情報公表事務規程の認可及び変更認可並びに変更命令（政令第37条の10、第37条の15第2項）				
(7) 適合命令（政令第37条の11、第37条の15第2項）				
(8) 指定の取消し等（政令第37条の17）				

(9) 県による情報公表事務の実施に係る公示（政令第37条の18）				
-----------------------------------	--	--	--	--

別表第2長寿介護課の表4の部6の項中(10)を(14)とし、(9)を(13)とし、同項(8)事項の欄中「取消し」を「取消し等」に改め、同項(8)を同項(12)とし、同項中(7)を削り、(6)を(8)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 勧告（第103条第1項）				
------------------	--	--	--	--

(10) 勧告に従わない旨の公表（第103条第2項）				
----------------------------	--	--	--	--

(11) 措置命令（第103条第3項、第4項）				
-------------------------	--	--	--	--

別表第2長寿介護課の表4の部6の項中(5)を(7)とし、(2)から(4)までを2ずつ繰り下げ、(1)の次に次のように加える。

(2) 関係市町からの意見の聴取（第94条第6項）				
---------------------------	--	--	--	--

(3) 許可の更新（第94条の2第1項）				
----------------------	--	--	--	--

別表第2長寿介護課の表4の部6の項を同部12の項とし、同部5の項(4)事項の欄中「取消し」を「取消し等」に改め、同項(4)を同項(6)とし、同項中(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 関係市町からの意見の聴取（第86条第3項）				
---------------------------	--	--	--	--

(3) 指定の更新（第86条の2第1項）				
----------------------	--	--	--	--

別表第2長寿介護課の表4の部5の項を同部11の項とし、同部4の項(3)事項の欄中「取消し」を「取消し等」に改め、同項(3)を同項(6)とし、同項中(2)を(5)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 勧告（第83条の2第1項）				
-------------------	--	--	--	--

(3) 勧告に従わない旨の公表（第83条の2第2項）				
----------------------------	--	--	--	--

(4) 措置命令（第83条の2第3項、第4項）				
-------------------------	--	--	--	--

別表第2長寿介護課の表4の部4の項を同部10の項とし、同部3の項(3)事項の欄中「取消し」を「取消し等」に改め、同項(3)を同項(6)とし、同項(2)を同項(5)とし、同項(1)同欄中「第41条第1項」を「第41条第1項本文」に改め、同項(1)の次に次のように加える。

(2) 勧告（第76条の2第1項）				
-------------------	--	--	--	--

(3) 勧告に従わない旨の公表（第76条の2第2項）				
----------------------------	--	--	--	--

(4) 措置命令（第76条の2第3項、第4項）				
-------------------------	--	--	--	--

別表第2長寿介護課の表4の部3の項を同部8の項とし、同項の次に次のように加える。

9 指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る届出に対する市町への助言又は勧告（第78条の2第2項、第3項）				
--	--	--	--	--

別表第2長寿介護課の表4の部2の項の次に次のように加える。

3 指定市町村事務受託法人に関すること。				
----------------------	--	--	--	--

(1) 指定（第24条の2第1項、介護保険法施行令（以下この部において「政令」という。）第11条の6第1号）				
--	--	--	--	--

(2) 変更並びに廃止、休止及び再開の届出の受理（政令第11条の3、第11条の6第2号）				
--	--	--	--	--

(3) 報告の徴収（政令第11条の4）				
---------------------	--	--	--	--

(4) 指定の取消し等（政令第11条の5第1項、第11条の6第3号）				
------------------------------------	--	--	--	--

(5) 指定の取消し等に係る市町からの通知の受理（政令第11条の5第2項）				
---------------------------------------	--	--	--	--

4 介護支援専門員に関すること。				
------------------	--	--	--	--

(1) 試験事務の実施（第69条の2）				
(2) 合格の決定（第69条の2）				
(3) 研修事務の実施（第69条の2）				
(4) 登録（第69条の2第1項）				
(5) 登録の移転（第69条の3、介護保険法施行規則（以下この部において「省令」という。）第113条の24）				
(6) 変更の届出の受理（第69条の4）				
(7) 死亡等の届出の受理（第69条の5）				
(8) 登録の消除（第69条の6）				
(9) 介護支援専門員証の交付（第69条の7第1項、第5項、省令第113条の22）				
(10) 介護支援専門員証の返還等（第69条の7第6項から第8項まで）				
(11) 介護支援専門員証の有効期間の更新（第69条の8）				
(12) 介護支援専門員証の書換え交付（省令第113条の23第1項、第3項）				
(13) 介護支援専門員証の再交付等（省令第113条の25第1項、第3項、第4項）				
(14) 報告の徴収（第69条の38第1項）				
(15) 指示又は研修命令（第69条の38第2項、第4項）				
(16) 業務の禁止（第69条の38第3項、第4項）				
5 登録試験問題作成機関に関すること。				
(1) 試験問題作成事務の実施（第69条の25第1項）				
(2) 試験問題作成事務の委託（第69条の11第1項）				
(3) 変更の届出の受理（第69条の14第2項）				
(4) 報告の徴収及び立入検査（第69条の22第2項）				
6 指定試験実施機関に関すること。				
(1) 指定（第69条の27第1項、政令第35条の3第3項）				
(2) 監督命令（第69条の29）				
(3) 報告の徴収及び立入検査（第69条の30第1項）				
(4) 合格の決定の取消し又は受験の禁止（第69条の31第1項）				
(5) 指定の取消し（政令第35条の3第2項、第3項）				
7 指定研修実施機関に関すること。				
(1) 指定（第69条の33第1項、政令第35条の4第3項）				
(2) 監督命令（第69条の29、第69条の33第2項）				
(3) 報告の徴収及び立入検査等（第69条の30第1項、第69条の33第2項）				
(4) 指定の取消し（政令第35条の4第2項、第3項）				

別表第2長寿介護課の表4の部中23の項の次に次のように加える。

24 介護員養成研修事業者に関すること（介護職員基礎研修課程に係るものに限る。）。				
(1) 介護員養成研修事業者及び介護員養成研修の指定（政令第3条第1項第2号）				
(2) 養成研修修了者の名簿の届出の受理（政令第3条第2項第2号イ）				
(3) 変更並びに事業の廃止、休止及び再開の届出の受理（政令第3条第2項第2号ロ）				
(4) 指示（政令第3条第2項第2号ハ）				
25 介護員養成研修事業者の指定の取消し（政令第3条第3項）				
26 福祉用具専門相談員指定講習会に関すること。				
(1) 指定（政令第3条の2第1項第9号）				
(2) 証明書の交付を受けた者の名簿の届出の受理（政令第3条の2第2項第2号イ）				
(3) 変更並びに事業の廃止、休止及び再開の届出の受理（政令第3条の2第2項第2号ロ）				
(4) 指示（政令第3条の2第2項第2号ハ）				
(5) 指定の取消し（政令第3条の2第3項）				
27 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関の調査員に関すること。				
(1) 調査員養成研修の実施（政令第37条の14第1項）				
(2) 登録（政令第37条の14第1項）				
(3) 調査員登録証明書の作成及び交付（政令第37条の14第2項）				
(4) 登録の消除（政令第37条の14第3項）				
(5) 調査員養成研修を行う者の指定（政令第37条の14第1項、第6項）				
(6) 調査員養成研修を行う者の指定の取消し（政令第37条の14第5項、第6項）				

別表第2 長寿介護課の表中25の部を26の部とし、6の部から24の部を1ずつ繰り下げ、5の部の次に次のように加える。

6 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関する事務	1 市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助等（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものに限る。）（第19条）				
	2 高齢者虐待に関する報告の受理（第22条）				
	3 高齢者虐待の状況、高齢者虐待に対する措置等の公表（第25条）				

別表第2 国民健康保険室の表1の部1の項(4)事項の欄中「第109条」を「第108条」に改め、同部2の項(1)同欄中「第108条」を「第106条」に改め、同表2の部を削り、同表3の部1の項(9)同欄中「第18条第4項」を「第17条第4項」に改め、同項(10)同欄中「第28条」を「第58条」に改め、同項(11)同欄中「平成12年3月厚生省告示第67号）、老人特掲診療料の施設基準等（平成12年3月厚生省告示第79号）を「平成18年3月厚生労働省告示第93号）、特掲診療料の施設基準等（平成18年3月厚生労働省告示第94号）」に改め、同部を同表2の部とする。

別表第2 労政雇用課の表7の部1の項事項の欄中「日本労働研究機構」を「独立行政法人労働政策研究・研修機構」に改める。

別表第2 雇用対策室の表2の部1の項(1)事項の欄中「第24条第2項、第46条、第48条」を「第41条第1項、第3項」に改め、同項(2)同欄中「第24条第3項、第4項、第48条」を「第41条第4項、第5項」に改め、同項(3)同欄中「第37条、第48条」を「第43条の2」に改め、同項(4)同欄中「第42条、第48条」を「第43条」に改め、同項(5)同欄中「第43条、第48条」を「第43条の3」に改め、同部2の項(1)同欄中「第24条第2項、第48条の2第1項、第48条の3」を「第41条第3項、第44条第1項、第45条」に改め、同項(2)同欄中「第48条の2第2項」を「第44条第2項、第4項」に改め、同項(3)同欄中「第24条第3項、第4

項、第48条の3」を「第41条第4項、第5項、第45条」に改め、同項(4)同欄中「第37条、第48条の3」を「第43条の2、第45条」に改め、同項(5)同欄中「第42条、第48条の3」を「第43条、第45条」に改め、同項(6)同欄中「第43条、第48条の3」を「第43条の3、第45条」に改め、同表3の部1の項同欄中「第2条の6第3項」を「第7条第3項」に改め、同部1の項(1)同欄中「第9条の12第2項、第9条の18、第9条の20」を「第27条第2項、第33条、第35条」に改め、同項(2)同欄中「第9条の12第3項、第4項、第9条の20」を「第27条第3項、第4項、第35条」に改め、同項(3)同欄中「第9条の15、第9条の20」を「第30条、第35条」に改め、同項(4)同欄中「第9条の16、第9条の20」を「第31条、第35条」に改め、同項(5)同欄中「第9条の17、第9条の20」を「第32条、第35条」に改める。

別表第2産業創出課の表中1の部を削り、2の部を1の部とし、3の部を2の部とし、4の部を3の部とする。

別表第2経営支援課の表中10の部を削り、11の部を10の部とし、12の部から16の部を1ずつ繰り上げ、17の部を削り、18の部を16の部とし、19の部から25の部までを2ずつ繰り上げ、同表26の部2の項事項の欄中「届出があつた場合における公告及び縦覧（第5条第3項、第6条第3項、第8条第8項、第9条第5項）」を「届出及び届出を変更しない旨の通知の受理（第5条第1項、第3項、第6条第1項から第3項まで、第5項、第6項、第8条第7項、第8項、第9条第4項、第5項、附則第5条第1項、第3項）」に改め、同部中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から12の項を1ずつ繰り上げ、11の項の次に次のように加える。

12 承継の届出の受理（第11条第3項）				
----------------------	--	--	--	--

別表第2経営支援課の表中26の部を24の部とし、27の部から29の部までを2ずつ繰り上げる。

別表第2観光交流課の表中8の部を削り、9の部を8の部とし、10の部から12の部までを1ずつ繰り上げる。

別表第2国際交流課の表4の部事務の種類欄中「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」に改め、同部2の項事項の欄中「第5条第1項」を「第20条第1項」に改め、同項を同部3の項とし、同部1の項の次に次のように加える。

2 市町の地域観光振興計画の策定及び変更の協議（第5条第2項、第5項）				
-------------------------------------	--	--	--	--

別表第2国際交流課の表5の部を次のように改める。

5 通訳案内士法の施行に関する事務	1 登録の実施及び拒否（第20条から第22条まで）				
	2 変更の届出に係る登録証の訂正（第23条）				
	3 登録証の再交付（第24条）				
	4 登録の抹消（第25条、第26条）				
	5 登録簿の閲覧（第27条）				
	6 懲戒処分（第33条）				
	7 報告の徴収（第34条）				
	8 登録証の返納の受理（通訳案内士法施行規則第20条第2項）				

別表第2国際交流課の表8の部2の項事項の欄中「第3条第1項、第8条第3項、第9条第4項、第10条第3項」を「第3条第1項ただし書、第9条第3項、第10条第4項」に改め、同部3の項同欄中「第7条第1項、第2項、第8条第3項、第9条第4項、第10条第3項」を「第8条第1項、第3項、第9条第3項、第10条第4項」に、「第6条第3項」を「第7条第3項」に改め、同部4の項を削り、同部5の項同欄中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項を同部4の項とし、同部6の項同欄中「第9条第1項、第4項」を「第10条第1項ただし書、第4項、第21条の2」に、「第4条第3号」を「第4条第1項第3号」に改め、同項を同部5の項とし、同部7の項同欄中「第9条第3項、政令第4条第4号」を「第10条第3項、第21条の2、政令第4条第1項第4号」に改め、同項を同部6の項とし、同部8の項を削り、同部9の項同欄中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第5号」に改め、同項を同部7の項とし、同部10の項同欄中「第4条第1項第7号」を「第4条第1項第6号」に改め、同項を同部8の項とし、同部11の項同欄中「第17条」を「第17条第1項から第3項まで、省令第7条第3項、第5項、第14条第3項」に改め、同項を同部9の項とし、同部中12の項を11の項とし、9の項の次に次のように加える。

10 一般旅券の紛失又は消失に係る届出を外務省で行う必要性の認定（第17条第1項ただし書）				
---	--	--	--	--

別表第2農政課の表19の部及び備考を削る。

別表第2中山間対策室の表中3の部1の項(1)事項の欄、同項(2)同欄及び同項(3)同欄を次のように改める。

(1) 山村振興基本方針の作成及び変更（第7条の2第1項、第5項）
(2) 山村振興基本方針の作成及び変更に関する関係機関との協議（第7条の2第4項、第5項）
(3) 山村振興計画の作成及び変更の協議（第8条第1項、第4項）

別表第2 中山間対策室の表中3の部1の項(4)から(7)までを削り、同表5の部1の項(1)事項の欄中「設定」の下に「及び変更」を加え、「第3の11」を「第3の12」に改め、同項(2)同欄及び同項(3)同欄中「第3の11」を「第3の12」に改め、同部2の項(1)同欄中「第3の8」を「第3の9」に改め、同表7の部を削る。

別表第2 農業経済課の表1の部11の項事項の欄中「第11条の11」を「第11条の26」に改め、同部13の項同欄中「報告の徴収、資料の提出命令、業務会計検査、違法行為の処置及び解散命令（第93条から第95条の2まで）」を「解散命令に係る公告（第95条の3）」に改め、同部15の項同欄中「第11条の4、第11条の8、第11条の14、第11条の15の3」を「第11条の7、第11条の23、第11条の29、第11条の32」に改め、同部16の項同欄中「第10条第15項、第16項、第18項から第20項」を「第10条第18項、第19項、第21項から第23項」に改め、同部中18の項及び19の項を削り、20の項を18の項とする。

別表第2 農地整備課の表1の部2の項(4)の事項の欄中「変更」の下に「（国有地等の編入承認申請を除く。）」を加え、同項(6)及び同部4の項(6)を削り、同表2の部3の項から6の項までを削り、同表3の部中1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項及び5の項を削り、同表中4の部を削り、5の部を4の部とし、6の部から9の部までを1ずつ繰り上げる。

別表第2 農業経営課の表中1の部を削り、2の部を1の部とし、3の部から8の部までを1ずつ繰り上げ、9の部を削り、同表の次に次の1表を加える。

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
担 い 手 対 策 推 進 室	1 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事務	1 農業経営基盤強化促進基本方針の作成及び変更（第5条第1項、第4項、第6項）			
		2 農業経営基盤強化促進基本方針の作成及び変更についての農業会議及び農業協同組合中央会の意見の聴取（第5条第5項）			
		3 農業経営基盤強化促進基本構想の同意及び変更同意（第6条第6項）			
		4 農地保有合理化法人に関すること。			
		(1) 農地保有合理化事業規程の承認並びに変更及び廃止の承認（第7条第1項、第5項、第8条）			
		(2) 報告の徴収（第9条）			
		(3) 農地保有合理化事業の改善命令（第10条第1項）			
		(4) 改善命令についての同意市町の意見の聴取（第10条第2項）			
		(5) 農地保有合理化事業規程の承認の取消し（第11条）			
		(6) 農地保有合理化事業の運営に関する指導			
		5 特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する調停案の作成及び受諾の勧告（第27条の4）			
		6 特定利用権の設定の裁定及び解除の承認（第27条の5、第27条の6第1項、第27条の7第1項、第4項、第27条の8第1項、第27条の10）			
		7 農業経営基盤の強化を促進するための措置の円滑な実施に必要な助言及び指導（第36条）			
2 愛媛県立農業大学校に関する事務	1 農業大学校の教育の基本方針の決定				
	2 農業大学校の運営				

別表第2農産園芸課の表5の部1の項から3の項までを削り、同部4の項事項の欄中「第19条の9、政令第30条」を「第19条の14第1項、第2項、政令第11条第1項第1号」に改め、同項を同部1の項とし、同部5の項同欄中「登録格付機関、製造業者及び販売業者」を「製造業者等」に、「第20条、政令第30条」を「第20条第2項、政令第11条第1項第2号、第3号」に改め、同項を同部2の項とし、同部6の項同欄中「第30条」を「第11条第1項第4号」に改め、同項を同部3の項とし、同部7の項を同部4の項とし、同表7の部組織名の欄中「水産課」を「漁政課」に改め、同部1の項(1)事項の欄中「及び」の下に「変更並びに」を加え、「第5条、第7条」を「第5条第3項、第5項、第7条第2項、第3項」に改め、同項(2)同欄中「第6条」を「第6条第1項、第4項、第5項」に改め、同項(3)同欄中「第9条、第16条」を「第9条第1項、第16条第1項」に改め、同項(4)同欄中「第11条、第14条、第20条、第23条、第24条、第28条、第29条、第31条、第42条、第47条、第53条」を「第11条第1項、第14条第1項、第20条、第24条、第28条、第42条第2項、第53条第1項、第54条」に改め、同項(5)同欄中「第48条」の下に「第76条」を加え、同項(6)同欄中「第55条」を「第13条の5第1項、第5項、第55条」に改め、同項(7)同欄中「第58条」を「第58条第1項」に改め、同項(9)同欄中「第64条」を「第64条第1項」に改め、同項(10)同欄中「第65条」を「第19条第5項、第65条」に改め、同項(11)同欄中「第66条」を「第66条第1項」に改め、同項(12)同欄中「報告」を「報告等」に改め、同表2の項(3)同欄中「営業」を「事業」に改め、「合併」の下に「及び分割」を加え、「第10条」を「第10条第1項、第2項」に改め、同項(5)同欄中「第12条」を「第12条第2項」に改め、同項(8)同欄中「第23条」を「第23条第1項」に改め、同表9の部1の項を次のように改める。

1 米の消費拡大に関すること。				
-----------------	--	--	--	--

別表第2農産園芸課の表備考中「課長」とあるのは、「局長」とあるのは「えひめブランド推進統括監」とし、同欄中「課長」とあるのは」に改める。

別表第2林業政策課の表1の部2の項を次のように改める。

2 使用権設定に関する認可（第50条第1項から第3項まで）				
-------------------------------	--	--	--	--

別表第2林業政策課1の部4の項(5)を削り、同項を同部5の項とし、同部中3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 水流における工作物の使用等の認可（第66条）				
--------------------------	--	--	--	--

別表第2林業政策課4の部事務の種類欄中「林業生産流通総合対策事業実施要領（平成10年4月8日付け農林水産事務次官通知）」を「特用林産振興基本方針の策定について（昭和54年3月28日付け農林水産事務次官通知）」に改め、同部1の項及び2の項を削り、同部3の項事項の欄中「（特用林産振興対策事業の運用について（平成12年3月29日付け林野庁長官通知）第2）」を削り、同項を同部1の項とし、同部4の項同欄中「（第3）」を削り、同項を同部2の項とし、同表10の部中1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項から8の項までを2ずつ繰り上げ、同表12の部中1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項を2の項とし、同表16の部中2の項及び3の項を削り、同部4の項同欄中「規則」を「愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則」に改め、同項を同部2の項とし、同部5の項を削り、同表17の部4の項を削り、同表中18の部の次に次のように加える。

19 強い林業・木材産業づくり交付金実施要綱（平成17年3月30日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務	1 事業計画の作成及び変更（第3）				
	2 実施及び報告				

別表第2森林整備課の表1の部中5の項及び6の項を削り、7の項を5の項とし、8の項を6の項とし、同部9の項(1)事項の欄を次のように改める。

(1) 公有林経営に係る資金の融通のあつせん（第191条）

別表第2森林整備課の表1の部9の項(2)を削り、同項を同部7の項とし、同表6の部2の項(3)を削り、同部中3の項から5の項までを削り、6の項を3の項とし、同表中17の部を18の部とし、16の部を17の部とし、15の部を16の部とし、14の部の次に次のように加える。

15 第32回全国育樹祭の開催準備に関する事務	1 第32回全国育樹祭の開催準備に関すること。				
	(1) 事業計画の策定に関すること。				
	(2) (1)以外のもの				

別表第2 森林整備課の表中18の部の次に次のように加える。

19 森林づくり交付金実施要綱（平成17年3月23日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務	1 事業計画の作成及び変更（第3）				
	2 実施及び報告				

別表第2 漁政課の表6の部1の項を削り、同部2の項事項の欄中「要綱」を「愛媛県漁業経営維持安定資金融資要綱（昭和51年10月25日制定）」に改め、同項を同部1の項とし、同部3の項及び4の項を削り、同表7の部中1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項及び5の項を削り、同表12の部2の項(1)同欄中「第55条」を「第13条の5第1項、第5項、第55条」に改め、同項(2)同欄中「第58条」を「第58条第1項」に改め、同項(4)同欄中「第64条」を「第64条第1項」に改め、同項(5)同欄中「停止命令」の下に「第19条第5項、」を加え、同項(6)同欄中「第66条」を「第66条第1項」に改め、同部3の項(2)同欄中「第9条」を「第9条第1項、第3項」に改め、同項(3)同欄中「営業」を「事業」に改め、「合併」の下に「及び分割」を加え、「第10条」を「第10条第1項、第2項」に改め、同項(4)同欄中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同項(5)同欄中「第12条」を「第12条第2項」に改め、同項(10)を削り、同項(9)同欄中「廃止等の届出の受理及び告示」を「開設及び卸売業務の届出事項の変更の届出の受理」に改め、「から第27条まで、第35条」を削り、同項(9)を同項(10)とし、同項(8)を同項(9)とし、同項(7)同欄中「第23条」を「第23条第1項」に改め、同項(7)を同項(8)とし、同項中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 事業報告書の処理（第21条）				
--------------------	--	--	--	--

別表第2 漁政課の表12の部3の項中(10)の次に次のように加える。

(11) その他の卸売市場及び卸売業務の廃止の届出の受理（第26条）				
(12) その他の卸売市場からの業務に関する報告等の徴収（第27条）				
(13) 地方卸売市場の開設許可等の公示（第35条）				

別表第2 漁政課の表13の部中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から7の項までを1ずつ繰り上げ、同表中13の部の次に次のように加える。

14 離島漁業再生支援交付金実施要領（平成17年4月1日付け16水漁第2356号農林水産事務次官依命通知）の施行に関する事務	1 特認離島の認定（第4の2、離島漁業再生支援交付金実施要領の運用（平成17年4月1日付け水産庁長官通知）。				
	2 市町村離島漁業集落活動促進計画の認定（第5の3）				
	3 交付金の交付実績の報告（第10）				
	4 実施状況の公表（第11）				
	5 交付金交付の評価（第12の2）				
15 離島漁業再生支援推進交付金実施要領（平成17年4月1日付け16水漁第2355号農林水産事務次官依命通知）の施行に関する事務	1 推進指導（第3の1）				
	2 審査等に関すること。				
	(1) 市町村離島漁業集落活動促進計画の策定指導及び審査（第3の1）				
	(2) 所要額調書の作成（第3の1）				
	3 推進事業の実施に関すること。				
	(1) 離島漁業再生支援都道府県推進事業実施計画の樹立及び変更（第4の1）				

	(2) 実績報告(第6の2)				
	4 その他推進事業の実施に関すること(第3の1)。				

別表第2水産課の表14の部中1の項を削り、2の項を1の項とする。

別表第2漁港課の表1の部4の項(7)事項の欄中「許可等」の下に「(土地と水面の占用であつて、占用期間が6月以下のもの及び現に占有を許可しているものの継続に係るものを除く。)」を加え、同表2の部4の項同欄中「許可等」の下に「(現に占有を許可しているものの継続に係るものを除く。)」を加え、同表3の部1の項(4)同欄中「許可」の下に「(漁港区域内の現に占有を許可しているものの継続に係るものを除く。)」を加える。

別表第2土木管理課の表6の部4の項を次のように改める。

4 採取計画の認可(第16条)				
-----------------	--	--	--	--

別表第2用地課の表中2の部を削り、3の部を2の部とし、4の部を3の部とし、5の部を4の部とする。

別表第2河川課の表中3の部を削り、4の部を3の部とし、5の部を4の部とし、同表6の部2の項(3)事項の欄中「水防管理者」を「水防管理者等」に、「第23条」を「第30条」に改め、同項(3)を同項(9)とし、同項(2)同欄中「(第10条の4)」を「及び通知(第16条第1項、第3項)」に改め、同項(2)を同項(8)とし、同項(1)同欄中「第10条の4」を「第16条第1項、第4項」に改め、同項(1)を同項(7)とし、同項(7)の前に次のように加える。

(1) 洪水予報の通知及び周知(第10条第3項、第11条第1項)				
(2) 洪水予報実施河川の指定及び協議(第11条)				
(3) 水位情報の通知及び周知を実施する河川の指定(第13条第2項)				
(4) 特別警戒水位の設定(第13条第2項)				
(5) 水位情報の通知及び周知(第13条第2項、第3項)				
(6) 浸水想定区域の指定、公表及び通知(第14条第1項、第3項、第4項)				

別表第2河川課の表6の部3の項から5の項までを次のように改める。

3 指定水防管理団体の水防計画の協議(第32条第2項)				
4 利益を受ける市町の水防費用負担のあつせん(第42条第3項、第4項)				
5 水防に関する報告又は報告の徴収(第47条)				

別表第2河川課の表6の部を5の部とし、同部の次に次のように加える。

6 ダムに関する事務	1 ダムの維持管理に関すること。				
	2 湧水調整に関すること。				
	3 直轄ダムに係る連絡調整に関すること。				

別表第2水資源対策課の表中6の部を削り、7の部を6の部とし、8の部を7の部とし、9の部を8の部とする。

別表第2道路建設課の表中2の部の次に次のように加える。

3 本州四国連絡道路に係る連絡調整等に関する事務	1 本州四国連絡道路に係る連絡調整等に関すること。				
	(1) 本州四国連絡橋尾道・今治ルート雇用問題等協議会に関すること。				
	(2) 愛媛県尾道・今治ルート関係船員雇用対策協議会に関すること。				
	(3) その他本州四国連絡道路に係る連絡調整				

4 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の施行に関する事務	1 国土交通大臣への意見の具申（第27条第2項）				
5 高速道路株式会社法の施行に関する事務	1 本州四国連絡高速道路株式会社の株式の処分に関する協議（第3条第4項）				
6 高速道路の建設促進及び連絡調整に関する事務	1 高速道路の建設促進に関すること。				
	(1) 高速道路の建設促進				
	(2) 環境影響評価準備書に関する意見聴取				
	(3) 環境影響評価準備書に関する意見書提出				
	2 高速道路の周辺整備対策に関すること。				
	3 高速道路の建設促進に係る連絡調整に関すること。				

別表第2 道路建設課の表に備考として次のように加える。

備考 この表6の部の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「高速道路推進監」とする。

別表第2 高速道路課の表を削る。

別表第2 都市計画課の表中9の部を削り、10の部を9の部とし、11の部から15の部までを1ずつ繰り上げる。

別表第2 都市整備課の表中3の部の次に次のように加える。

4 下水道法の施行に関する事務	1 流域別下水道整備総合計画に関すること。				
	(1) 策定及び変更（第2条の2第1項、第9項）				
	(2) 市町の意見聴取（第2条の2第6項）				
	(3) 関係県及び関係市町の意見聴取並びに国土交通大臣との協議（第2条の2第7項）				
	2 事業計画に関すること。				
	(1) 認可（第4条第1項）				
	(2) 変更の認可（第4条第1項）				
	ア 予定処理区域又は工事の着手若しくは完成の予定年月日に係るもの				
	イ ア以外に係るもの				
	3 監督処分に関すること。				
	(1) 指示（第37条第1項）				
(2) 報告の徴収（第39条第1項）					
5 都市緑地法の施行に関する事務	1 市町の基本計画の同意、変更の同意等（第4条第5項から第8項まで）				
	2 緑地保全計画の策定（第6条第1項、第4項）				
	3 原状回復等を行う旨の公告（第9条第2項、第15条）				
	4 管理協定及び管理協定の変更の公告及び縦覧（第25条第1項、第27条、第28条）				
	5 市民緑地契約を締結した旨の公告（第55条第7項）				
	6 緑地管理機構に関すること。				
	(1) 指定及び指定の取消し（第68条、第72条）				
	(2) 改善命令（第71条）				

別表第2 建築住宅課の表12の部6の項事項の欄中「第48条」を「第49条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 6の部中16の項を17の項とし、10の項から15の項までを1ずつ繰り下げ、9の項の次に次のように加える改正規定及び別表第2 人事課の表1の部1の項(4)を削る改正規定は、平成18年4月2日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第19号の3の次に次の1号を加える。

(19)の4 生活交通の維持及び確保に関する事。

第2条第3項に次の1号を加える。

(9) 市町村交付金等に関する事。

第2条第3項中「第6号まで」の下に「及び第9号」を加え、同条第5項中「及び第8号」を「から第9号まで」に改める。

第4条第2項第4号中「農業協同組合」の下に「、農事組合法人」を加え、同条第4項第2号中「薪炭その他林産物」を「及び特用林産物」に改め、同項第15号中「林産物動態調査」を「林産物及び特用林産物の動態調査」に改める。

第12条中第30項を削り、第29項を第30項とし、第17項から第28項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に次の1項を加える。

17 地方局再編班長は、上司の命を受け、地方局の再編及び市町への権限移譲の推進に関する事務を掌理する。

第13条第1項第1号中「22条職員」の下に「及び非常勤職員」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第21号及び第23号の6の事務については、松山地方局長を除く。

第13条第2項第4号の4中「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「第9条第4項、第10条第3項」を「第10条第4項」に、「第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）」を「第3項」に改め、同項第4号の5中「第9条第1項」を「第10条第1項ただし書」に改め、同項第4号の6中「第9条第3項」を「第10条第3項」に改め、同項第4号の8中「第19条第5項」を「第19条第6項」に改め、同号を同項第4号の9とし、同項第4号の7の次に次の1号を加える。

(4)の8 旅券法第17条第1項の規定に基づく一般旅券の紛失又は焼失に係る届出の受理に関する事。

第13条第2項第4号の9の次に次の2号を加える。

(4)の10 愛媛県生活交通確保対策地区協議会に関する事。

(4)の11 生活交通の維持及び確保に関する補助金に関する事。

第13条第2項第5号中ウを削り、エをウとし、同項第18号

中「第9条の2」を「第7条」に改め、同項第19号中「第9条の4第1項」を「第9条第1項」に改め、同項第19号の2中「第9条の4第2項」を「第9条第2項」に改め、同条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 愛媛県保健所運営協議会条例第4条第1項の規定に基づく保健所運営協議会委員の委嘱又は任命に関する事

。

(2) 削除

第13条第3項第7号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同項第20号の次に次の6号を加える。

(20)の2 障害者自立支援法第11条第1項及び第2項の規定に基づく自立支援給付サービス等（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）の関係者に対する報告の徴収に関する事。

(20)の3 障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請の受理に関する事。

(20)の4 障害者自立支援法第37条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請の受理に関する事。

(20)の5 障害者自立支援法第41条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の更新の申請の受理に関する事。

(20)の6 障害者自立支援法第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関する事。

(20)の7 障害者自立支援法第48条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事。

第13条第3項第21号中「第18条第3項」の下に「及び第4項」を加え、同項第27号から第29号までを次のように改める

。

(27)から(29)まで 削除

第13条第3項第34号から第36号までを次のように改める。

(34)から(36)まで 削除

第13条第3項第48号中「第41条第1項」を「第41条第1項本文」に改め、同項第51号の次に次の3号を加える。

(51)の2 介護保険法第53条第1項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請の受理に関する事。

(51)の3 介護保険法第69条の38第1項の規定に基づく介護支援専門員に対する報告の徴収に関する事。

(51)の4 介護保険法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新に関する事。

第13条第3項第53号中「居宅サービス事業者等」を「指定

居宅サービス事業者」に、「命令等」を「徴収及び立入検査」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(53)の2 介護保険法第78条の2第2項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者に係る市町からの届出の受理に関する事。

(53)の3 介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新に関する事。

第13条第3項第55号及び第56号中「命令等」を「徴収及び立入検査」に改め、同項第57号の次に次の4号を加える。

(57)の2 介護保険法第115条の5の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関する事。

(57)の3 介護保険法第115条の6第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事。

(57)の4 介護保険法第115条の10の規定において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新に関する事。

(57)の5 介護保険法第115条の18の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る市町からの届出の受理に関する事。

第13条第3項第59号中「訪問介護員養成研修事業者」を「介護員養成研修事業者及び介護員養成研修」に改め、「関すること」の下に「(介護保険法施行規則第22条の23第1項の規定に基づく介護職員基礎研修課程に係るものを除く。次号から第61号までにおいて同じ。)」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(59)の2 介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定に基づく養成研修修了者の名簿の届出の受理に関する事。

第13条第3項第60号及び第61号中「訪問介護員養成研修事業者」を「介護員養成研修事業者」に改め、同項に次の1号を加える。

(79) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第19条の規定に基づく市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関する事。

第13条第4項第1号の16及び第1号の17を次のように改める。

(1)の16 産業活力再生特別措置法第22条第1項及び第23条第1項の規定に基づく経営資源活用新事業計画の認定及び変更認定に関する事。

(1)の17 産業活力再生特別措置法第23条第2項の規定に基づく経営資源活用新事業計画の認定の取消しに関する事。

第13条第4項第1号の17の次に次の4号を加える。

(1)の18 産業活力再生特別措置法第35条第3項の規定に基づく認定経営資源活用新事業計画の実施状況の報告の徴収に関する事。

(1)の19 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第4条第1項、第5条第1項(同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、第20条第1項の規定に基づく事業計

画の承認及び変更承認に関する事。

(1)の20 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第5条第2項(同法第20条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事業計画の承認の取消しに関する事。

(1)の21 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第28条の規定に基づく承認事業計画又は中小企業承認事業計画の実施状況の報告の徴収に関する事。

第13条第4項第18号を次のように改める。

(18) 森林法第10条の5第7項(同法第10条の6第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく市町村森林整備計画の樹立及び変更に係る協議に関する事。

第13条第4項第18号の次に次の5号を加える。

(18)の2 森林法第10条の6第1項の規定に基づく市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知に関する事。

(18)の3 森林法第10条の11の規定に基づく所有権の移転等の調停に関する事。

(18)の4 森林法第10条の11の3第1項の規定に基づく裁定の申請に係る公告及び通知に関する事。

(18)の5 森林法第10条の11の4第1項及び第10条の11の5第1項の規定に基づく分収育林契約を締結すべき旨の裁定に関する事。

(18)の6 森林法第10条の11の7の規定に基づく分収育林契約の解除の承認に関する事。

第13条第4項第25号の2の次に次の1号を加える。

(25)の3 森林法第191条の規定に基づく公有林経営の助言、指導等に関する事。

第13条第4項第30号中「第79条及び第100条」を「第61条第2項(同法第100条において準用する場合を含む。)」に改め、同項第39号の次に次の3号を加える。

(39)の2 林業種苗法第13条の規定に基づく生産事業者の届出等の処理に関する事。

(39)の3 林業種苗法第17条の規定に基づく配布事業者の届出の受理に関する事。

(39)の4 林業種苗法第19条の規定に基づく表示義務等の違反に係る是正命令に関する事。

第13条第4項第40号の次に次の1号を加える。

(40)の2 林業種苗法第29条の規定に基づく生産事業者及び配布事業者に対する監督処分に関する事。

第13条第4項第43号を次のように改める。

(43) 農林漁業金融公庫法に基づく貸付対象事業の認定に関する事。

第13条第4項第44号中「しゅん工状況の確認」を「しゅん工の認定」に改め、同項第46号の次に次の4号を加える。

(46)の2 愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条、第6条、第10条及び第14条に基づく貸付資格の認定及び認定の取消し並びに貸付けの決定に関する事。

(46)の3 愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則第9条に基づく借受者に対する事業完了報告の徴収及び指示に関する事。

(46)の4 愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条に

基づく支払猶予の決定に関すること。

(46)の5 林業経営基盤強化等の促進のための資金の融資などに関する暫定措置法第10条に基づく森林所有権の移転等のあつせんに関すること。

第13条第4項第49号中「次の事項の」を削り、同号中アからエまでを削り、同号の次に次の1号を加える。

(49)の2 海岸法第7条第1項の規定に基づく許可に関すること（漁港区域内の現に占有を許可しているものの継続に係るものに限る。）。

第13条第4項第50号中「次の事項の」を削り、同号中アからエまでを削り、同項第52号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 海岸法第12条の2の規定に基づく権限を行うこと。

第13条第4項第52号の2中「（1件の工事面積が300平方メートル以下のものに限る。）」を削り、同項第52号の3中「第3条第1項第1号及び第2号並びに」を「第3条第1項及び」に、「及び土石の採取」を「、土石の採取及び土石の投入等」に改め、同項第52号の4及び第52号の5中「及び土石の採取」を「、土石の採取及び土石の投入等」に改め、同項第52号の7の次に次の3号を加える。

(52)の8 地すべり等防止法第11条第1項の規定に基づく地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認に関すること（農林水産省農村振興局所管に係るものに限る。）。

(52)の9 地すべり等防止法第11条第2項の規定に基づく国又は地方公共団体からの協議に関すること（農林水産省農村振興局所管に係るものに限る。）。

(52)の10 地すべり等防止法第14条の規定に基づく工事原因者の工事施行に関すること（農林水産省農村振興局所管に係るものに限る。）。

第13条第4項第53号の次に次の1号を加える。

(53)の2 地すべり等防止法第21条の規定に基づく監督処分及び損失補償に関すること（農林水産省農村振興局所管に係るものに限る。）。

第13条第4項第55号の2の次に次の2号を加える。

(55)の3 土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第5条第6項の規定に基づく国有地等の編入承認申請に関すること。

(55)の4 土地改良法第113条の3の規定に基づく管轄登記所への届出に関すること。

第13条第4項第59号の5の次に次の6号を加える。

(59)の6 知事の承認を得た災害関連農村生活環境施設復旧事業補助金の交付に関すること。

(59)の7 災害関連農村生活環境施設復旧事業の工事の着手又は完了の届出の受理に関すること。

(59)の8 災害関連農村生活環境施設復旧事業に係る事業遂行状況報告書の受理に関すること。

(59)の9 災害関連農村生活環境施設復旧事業に係る実績報告書の受理に関すること。

(59)の10 災害関連農村生活環境施設復旧事業の事業計画の軽微な変更及び指令前着工の承認に関すること。

(59)の11 知事の承認を得た農地農業用施設災害復旧事業査定設計委託費補助金の交付に関すること。

第13条第4項第62号中「水面」の下に「及び土地」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(62)の2 愛媛県漁港管理条例第9条第1項の規定に基づく許可に関すること（現に占有を許可しているものの継続に係るものに限る。）。

第13条第4項第65号を次のように改める。

(65) 削除

第13条第5項第3号を次のように改める。

(3) 削除

第13条第5項第27号を次のように改める。

(27) 削除

第13条第5項第29号を次のように改める。

(29) 削除

第13条第5項第30号中「第36条第1項」を「第49条第1項」に改め、同項第34号中「第18条第1項」の下に「及び第20条第2項」を加え、同項第67号中「第17条第4項」を「第17条第5項」に改め、同項第68号中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改め、同項第68号の2中「第17条第6項」を「第17条第7項」に改め、同項第73号の2中「第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第13号八」を「第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八」に改める。

第14条第2項第2号中「起債許可（起債配分済みのものに限る。）」を「起債協議又は起債許可」に改め、同項第34号を次のように改める。

(34) 県税証紙の売りさばき人の指定に関すること。

第14条第2項に次の2号を加える。

(35) 個人の県民税に係る徴収取扱費の交付に関すること。

(36) 軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金の交付に関すること。

第14条第5項中第1号及び第1号の2を削り、第1号の3を第1号とし、第7号の次に次の9号を加える。

(7)の2 農業協同組合法第72条の13第2項の規定に基づく農事組合法人の定款変更の届出の受理に関すること。

(7)の3 農業協同組合法第72条の16第4項の規定に基づく農事組合法人の設立の届出の受理に関すること。

(7)の4 農業協同組合法第72条の17第2項の規定に基づく農事組合法人の解散の届出の受理に関すること。

(7)の5 農業協同組合法第72条の18第3項の規定に基づく農事組合法人の合併の届出の受理に関すること。

(7)の6 農業協同組合法第73条の12の規定に基づく農事組合法人の組織変更の届出の受理に関すること。

(7)の7 農業協同組合法第93条第1項の規定に基づく農事組合法人に係る報告の徴収及び資料の提出命令に関すること。

(7)の8 農業協同組合法第94条第2項の規定に基づく農事組合法人に係る業務又は会計の状況の検査に関すること。

(7)の9 農業協同組合法第95条第1項及び第2項の規定に基づく農事組合法人に係る違法行為に対する処置に関すること。

(7)の10 農業協同組合法第95条の2の規定に基づく農事組合法人に係る解散命令に関すること。

第14条第5項第14号を次のように改める。

(14) 削除

第14条第5項第14号の2及び第14号の3を削り、同項第20号の2中「流域総合間伐対策事業」を「造林事業」に改め、同項中第27号の3を第27号の4とし、第27号の2を第27号の3とし、第27号の次に次の1号を加える。

(27)の2 土地改良法第89条の2第10項において準用する同法第55条の規定に基づく換地処分による登記に関すること。

第14条第5項第30号の次に次の1号を加える。

(30)の2 漁船法第19条の規定に基づく登録の取消しに関すること。

第14条第5項に次の7号を加える。

(40) 漁業経営維持安定資金の融資機関との利子補給契約に関すること。

(41) 漁業経営維持安定資金の漁業経営再建計画の認定に関

すること。

(42) 漁業経営維持安定資金の利子補給の承認に関すること。

(43) 沿岸漁業改善資金の期限前償還請求に関すること。

(44) 沿岸漁業改善資金の支払猶予に関すること。

(45) 沿岸漁業改善資金の貸付けの決定に関すること。

(46) 沿岸漁業改善資金の借受者に対する事業実施報告の徴収及び検査に関すること。

第16条第1項第14号中「第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第13号八」を「第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項第1号の改正規定及び同条第3項第1号及び第2号の改正規定は、平成18年4月2日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 3の部1の項事項の欄中「第4項」を「第5項」に改め、同表4の部3の項中(3)の次に次のように加える。

(4) 管内の非常勤職員の任免に関すること。			
ア 法令に基づくもの			
イ ア以外のもの			

別表第1備考2中「及び」の下に「(4)並びに」を加える。

別表第2総務調整課の表5の部3の項事項の欄中「含む。」の下に「起債協議又は」を加え、「（起債配分済みのものに限る。）」を削り、「こと」の下に「（地方財政法第5条の3第1項、第3項、第5条の4第1項）」を加え、同表9の部2の項同欄中「第7条第1項、第2項、第9条第4項、第10条第3項」を「第8条第1項、第3項、第10条第4項」に、「第6条第3項」を「第7条第3項」に改め、同部3の項同欄中「第9条第1項」を「第10条第1項ただし書」に、「第5項」を「第5項）」に改め、同部4の項同欄中「第9条第3項」を「第10条第3項」に改め、同部6の項同欄中「第19条第5項」を「第19条第6項」に改め、同部中同項を7の項とし、5の項の次に次のように加える。

6 一般旅券の紛失又は焼失に係る届出の受理（第17条第1項から第3項まで、省令第7条第3項、第5項、第14条第3項）			
--	--	--	--

別表第2総務調整課の表中22の部を23の部とし、16の部から21の部までを1ずつ繰り下げ、15の部の次に次のように加える。

16 生活交通の維持及び確保に関する事務	1 愛媛県生活交通確保対策地区協議会に関すること。			
----------------------	---------------------------	--	--	--

別表第2県民生活課の表3の部2の項事項の欄中「くらしの窓口事業」を「消費生活相談窓口事業」に改め、同部4の項を削り、同表6の部1の項同欄中「第9条の2」を「第7条」に改め、同部2の項同欄中「第9条の4第1項」を「第9条第1項」に改め、同部3の項同欄中「第9条の4第2項」を「第9条第2項」に改める。

別表第2税務課の表5の部中6の項を8の項とし、5の項を6の項とし、同項の次に次のように加える。

7 県税証紙の売りさばき人の指定等に関すること。			
--------------------------	--	--	--

別表第2税務課の表5の部第4項の次に次のように加える。

5 軽油引取税の特約業者の指定及び指定の取消しに関すること。			
--------------------------------	--	--	--

別表第2 税務課の表中6の部の次に次のように加える。

7 市町村交付金等に関する事務	1 個人の県民税に係る徴収取扱費の交付（地方税法第47条第1項）			
	2 軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金の交付（軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金交付要綱（昭和48年10月19日付け総務部長通知））			

別表第2 企画課の表6の部事務の種類欄中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表中16の部の次に次のように加える。

17 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関する事務	1 市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供 その他必要な援助（第19条）			
---	--	--	--	--

別表第2 地域福祉課の表23の部1の項(1)事項の欄中「第41条第1項」を「第41条第1項本文」に改め、同項(3)同欄中「命令等」を「徴収及び立入検査」に改め、同項中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 指定の更新（第70条の2第1項）			
----------------------	--	--	--

別表第2 地域福祉課の表23の部2の項(3)事項の欄中「命令等」を「徴収及び立入検査」に改め、同項中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 指定の更新（第79条の2第1項）			
----------------------	--	--	--

別表第2 地域福祉課の表23の部3の項(2)事項の欄中「命令等」を「徴収及び立入検査」に改め、同部6の項同欄中「訪問介護員養成研修事業者に関すること」を「介護員養成研修事業者に関すること（介護職員基礎研修課程に係るものを除く。）」に改め、同項(3)同欄中「事業に関する必要な」を削り、「第3条第2項第2号」を「第3条第2項第2号八」に改め、同項(3)を同項(4)とし、同項(2)同欄中「第3条第2項第2号」を「第3条第2項第2号口」に改め、同項(2)を同項(3)とし、同項(1)の次に次のように加える。

(2) 養成研修修了者の名簿の届出の受理（政令第3条第2項第2号イ）			
------------------------------------	--	--	--

別表第2 地域福祉課の表23の部中6の項を10の項とし、5の項を9の項とし、第4項の次に次のように加える。

5 指定介護予防サービス事業者に関すること。			
(1) 指定の申請の受理（第53条第1項本文）			
(2) 指定の更新（第70条の2第1項、第115条の10）			
(3) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第115条の5）			
(4) 報告の徴収及び立入検査（第115条の6第1項）			
6 介護支援専門員に対する報告の徴収（第69条の38第1項）			
7 指定地域密着型サービス事業者に係る市町からの届出の受理（第78条の2第2項）			
8 指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る市町からの届出の受理（第115条の18）			

別表第2 地域福祉課の表中23の部を24の部とし、9の部から22の部までを1ずつ繰り下げ、8の部1の項事項の欄中「市町村」を「市町」に、「第6条の3第1項第1号」を「第6条の2第1項第1号」に改め、同部2の項同欄中「及び老人短期入

所施設」を「、老人短期入所施設及び老人介護支援センター」に改め、同部4の項同欄中「調査（第29条第3項）」を「立入検査（第29条第6項）」に改め、同部中同項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する改善命令（第18条の2第1項）			
---	--	--	--

別表第2地域福祉課の表中8の部を9の部とし、7の部を8の部とし、同表6の部中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、同部を同表7の部とし、同表5の部中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、同部を同表6の部とし、同表4の部を同表5の部とし、同表3の部中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、同部を同表4の部とし、同表2の部の次に次のように加える。

3 障害者自立支援法の施行に関する事務	1 自立支援給付対象サービス等（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）の関係者に対する報告の徴収（第11条第1項、第2項）			
	2 指定障害福祉サービス事業者に関すること。			
	(1) 指定の申請の受理（第29条第1項）			
	(2) 指定の変更の申請の受理（第37条第1項）			
	(3) 指定の更新の申請の受理（第41条第1項）			
	(4) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第46条第1項）			
	(5) 報告の徴収及び立入検査（第48条第1項）			

別表第2商工労政課の表中3の部を削り、4の部を3の部とし、5の部を4の部とし、同表6の部1の項事項の欄中「日本労働研究機構」を「独立行政法人労働政策研究・研修機構」に改め、同部を同表5の部とし、同表中7の部から14の部までを1ずつ繰り上げ、13の部の次に次のように加える。

14 産業活力再生特別措置法の施行に関する事務	1 経営資源活用新事業計画の認定及び変更認定（第22条第1項、第23条第1項）			
	2 経営資源活用新事業計画の認定の取消し（第23条第2項）			
	3 認定経営資源活用新事業計画の実施状況の報告の徴収（第35条第3項）			

別表第2商工労政課の表中14の部の次に次のように加える。

15 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の施行に関する事務	1 事業計画の承認及び変更承認（第4条第1項、第5条第1項、第20条第1項、第2項、第29条第2項、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令（以下この部において「政令」という。）第16条第2項）			
	2 事業計画の承認の取消し（第5条第2項、第20条第2項、第29条第2項、政令第16条第2項）			
	3 承認事業計画又は中小企業承認事業計画の実施状況の報告の徴収（第28条、第29条第2項、政令第16条第2項）			

別表第2農政普及課の表4の部事務の種類欄中「農業協同組合」の下に「、農事組合法人」を加え、同部中1の項の次に次のように加える。

2 農事組合法人に関すること。			
(1) 設立、定款の変更、解散、合併及び組織変更の届出の受理（農業協同組合法第72条の13第2項、第72条の16第4項、第72条の17第2項、第72条の18第3項、第73条の12）			
(2) 報告の徴収、資料の提出命令、業務会計検査、違法行為の処置及び解散命令（農業協同組合法第93条第1項、第94条第2項、第95条第1項、第2項、第95条の2）			

別表第2 農村整備課の表4の部中1の項から10の項までを削り、11の項を1の項とし、12の項を2の項とし、同部を同表8の部とし、同表3の部の次に次のように加える。

4 土地改良法の施行に関する事務	1 国有地等の編入承認申請（第5条第6項、第87条の3第6項）			
	2 換地処分による登記（第55条、第89条の2第10項）			
	3 管轄登記所への届出（第113条の3）			
	4 土地改良事業に関連する土地改良区等に対する報告の徴収及び検査（国及び県営土地改良事業に関連する土地改良区に係るものを除く。）（第132条第1項、第133条）			
	5 違反行為に対する措置（国及び県営土地改良事業に関連する土地改良区に係るものを除く。）（第134条）			
	6 届出の受理（愛媛県土地改良法施行細則第2条第2項、第3条）			
5 海岸法の施行に関する事務（農林水産省農村振興局所管に係るものに限る。）	1 占用の許可及び協議（第7条第1項、第10条第2項）			
	2 行為の許可及び協議（第8条第1項、第10条第2項）			
	3 愛媛県海岸法施行細則（以下「海岸細則」という。）第2条に規定する行為について海岸法第8条第1項の規定に基づく許可に関すること。			
	4 1から3までの規定による権限を行い、又は行つたものについて、次に掲げることを行うこと。			
	(1) 海岸細則第5条、第6条、第8条及び第9条の規定による権限を行うこと。			
	(2) 海岸法第12条の規定による権限を行うこと。			
	(3) 海岸法第12条の2の規定による権限を行うこと。			
	(4) 愛媛県海岸占用料等徴収条例第1条、第3条及び第4条の規定に基づく権限を行うこと。			
5 工事の承認（第13条第1項）				
6 愛媛県の海を管理する条例の施行に関する事務（農林水産省農村振興局所管に係るものに限る。）	1 海域の占用、土石の採取及び土石の投入等の許可及び協議（第3条第1項、第11条第1項）			
	2 海域の占用、土石の採取及び土石の投入等の許可又は協議に関する市町長の意見の聴取（第5条、第11条第2項、愛媛県の海を管理する条例施行規則第5条）			
	3 海域の占用、土石の採取及び土石の投入等の許可の取消し等（第8条）			
	4 原状回復義務の免除承認（第9条ただし書）			
	5 海域の占用に関する届出の受理（附則第4項）			
7 地すべり等防止法の施行に関する事務（農林水産省農村振興局所管に係るものに限る。）	1 主務大臣又は知事以外の者が施行する地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認（第11条第1項）			
	2 国又は地方公共団体からの協議の処理（第11条第2項）			
	3 工事原因者の工事施行（第14条）			
	4 行為の制限の許可（第18条第1項）			
	5 許可の取消し等の監督処分（第21条）			

別表第2 企画検査室の表3の部中3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3	災害関連農村生活環境施設復旧事業に関すること。			
(1)	工事の着手又は完了の届出の受理（災害関連農村生活環境施設復旧事業補助金交付要綱（平成12年3月8日制定。以下この項において「要綱」という。）第6条）			
(2)	事業遂行状況報告書の受理（要綱第8条）			
(3)	実績報告書の受理（要綱第9条）			
(4)	事業計画の軽微な変更及び指令前着工の承認			

別表第2 森林林業課の表中1の部を削り、2の部を1の部とし、同表3の部中14の項を21の項とし、13の項を19の項とし、同項の次に次のように加える。

20	公有林経営の助言、指導等（第191条）			
----	---------------------	--	--	--

別表第2 森林林業課の表3の部中12の項を18の項とし、3の項から11の項までを6ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3	市町村森林整備計画の樹立及び変更に係る協議（第10条の5第7項、第10条の6第4項）			
4	市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知（第10条の6第1項）			
5	所有権の移転等の調停（第10条の11）			
6	裁定の申請に係る公告及び通知（第10条の11の3第1項）			
7	分収育林契約を締結すべき旨の裁定（第10条の11の4第1項、第10条の11の5第1項）			
8	分収育林契約の解除の承認（第10条の11の7）			

別表第2 森林林業課の表3の部を同表2の部とし、同表4の部4の項事項の欄中「第79条」を「第61条第2項」に改め、同部を同表3の部とし、同表中5の部を4の部とし、次に次のように加える。

5	造林事業に関する事務	1	造林事業に関すること。			
		(1)	工事の検査			
		(2)	設計図書の審査			

別表第2 森林林業課の表11の部1の項を次のように改める。

1	林業経営基盤強化等の促進のための資金の融資等に関する暫定措置法第10条に基づく森林所有権の移転等のあつせんに関すること。			
---	--	--	--	--

別表第2 森林林業課の表11の部中2の項から5の項までを削り、6の項を2の項とし、同部を同表15の部とし、同表10の部の次に次のように加える。

11	林業種苗法の施行に関する事務	1	育種母樹等の伐採の届出の受理（第7条第3項）			
		2	生産事業者の届出等の処理（第13条）			
		3	配布事業者の届出の受理（第17条）			
		4	監督及び行政処分に関すること。			
		(1)	表示義務等の違反に対する是正命令（第19条）			
		(2)	生産事業者及び配布事業者に係る監督処分（第29条）			
		5	証明（第20条第1項）			
6	立入検査（第28条第1項）					

12 農林漁業共同化資金に関する事務（他の課の主管に属するものを除く。）	1 融資適格の承認			
	2 林業後継者の認定			
13 農林漁業金融公庫資金に関する事務（他の課の主管に属するものを除く。）	1 貸付対象事業の認定（農林漁業金融公庫業務方法書（次項において「業務方法書」という。）第4）			
	2 工事のしゅん工の認定（業務方法書第4）			
14 林業・木材産業改善資金助成法の施行に関する事務	1 貸付資格の認定及び認定の取消し並びに貸付の決定（愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則（以下この部において「規則」という。）第5条、第6条、第10条、第14条）			
	2 借受者に対する事業完了報告の徴収及び指示（規則第9条）			
	3 支払猶予（規則第12条）			

別表第2水産課の表7の部4の項及び5の項を次のように改める。

4 漁業経営維持安定資金に関すること。			
(1) 融資機関との利子補給契約（愛媛県漁業経営維持安定資金融資要綱（昭和51年10月25日制定。以下この項において「要綱」という。）第9）			
(2) 漁業経営再建計画の認定（要綱第6）			
(3) 漁業経営維持安定資金利子補給の承認（要綱第6）			
5 沿岸漁業改善資金に関すること。			
(1) 期限前償還請求（沿岸漁業改善資金助成法（以下この項において「法」という。）第9条）			
(2) 支払猶予（法第10条）			
(3) 貸付けの決定（愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下この項において「規則」という。）第8条）			
(4) 借受者に対する事業実施報告の徴収及び検査（規則第11条）			
(5) 沿岸漁業改善資金運営協議会委員の委嘱又は任命に関すること（愛媛県沿岸漁業改善資金運営協議会運営要領（昭和55年2月22日制定）第5）。			
(6) 沿岸漁業改善資金運営協議会に関すること。			
(7) 沿岸漁業改善資金融資対象事業の検査及び指導に関すること。			

別表第2水産課の表7の部6の項を削り、同表8の部中9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項の次に次のように加える。

7 登録の取消し（法第19条）			
-----------------	--	--	--

別表第2水産課の表12の部3の項事項の欄中「水面」の下に「及び土地」を加え、同項決裁区分の欄を次のように改める。

別表第2水産課の表12の部中3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 海岸法第7条第1項の規定に基づく許可に関する こと（漁港区域内の現に占用を許可しているものの 継続に係るものに限る。）。			
--	--	--	--

別表第2水産課の表12の部中4の項の次に次のように加える。

5 愛媛県漁港管理条例第9条第1項の規定に基づく 許可に関すること（現に占用を許可しているものの 継続に係るものに限る。）。			
--	--	--	--

別表第2水産課の表13の部中3の項を削り、4の項を3の項とする。

別表第2管理課の表中5の部を削り、6の部を5の部とし、7の部から11の部までを1ずつ繰り上げ、12の部を削り、13の部を11の部とし、14の部を削り、同表15の部1の項事項の欄中「第36条第1項」を「第49条第1項」に改め、同部を同表12の部とし、同表中16の部を13の部とし、17の部を14の部とし、同表18の部1の項同欄中「許可」の下に「及び協議」を、「第18条第1項」の下に「、第20条第2項」を加え、同部を同表15の部とし、同表中19の部を16の部とし、20の部から31の部までを3ずつ繰り上げる。

別表第2建築指導課の表1の部9の項事項の欄中「第17条第4項」を「第17条第5項」に改め、同部10の項同欄中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改め、同部11の項同欄中「第17条第6項」を「第17条第7項」に改め、同表13の部1の項同欄中「第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第13号八」を「第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八」に改め、同表備考1中「まで」の下に「及び7の部1の項」を加え、「及び6の部」を「、6の部及び7の部2の項」に改める。

別表第4用地管理課の表中8の部を削り、9の部を8の部とし、10の部から16の部までを1ずつ繰り上げ、17の部を削り、18の部を16の部とし、19の部を削り、同表20の部1の項事項の欄中「第36条第1項」を「第49条第1項」に改め、同部を同表17の部とし、同表中21の部を18の部とし、22の部を19の部とし、同表23の部1の項同欄中「許可」の下に「及び協議」を、「第18条第1項」の下に「、第20条第2項」を加え、同部を同表20の部とし、同表24の部から33の部までを3ずつ繰り上げ、同表34の部1の項同欄中「第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第13号八」を「第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八」に改め、同部を同表31の部とし、同表35の部を同表32の部とし、同表36の部4の項同欄中「第17条第4項」を「第17条第5項」に改め、同部を同表33の部とし、同表37の部から46の部までを3ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 4の部3の項中(3)の次に次のように加える改正規定及び同表備考2の改正規定は、平成18年4月2日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表企画課の項第14号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表生活衛生課の項中第15号を第16号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 動物由来感染症の予防に関すること。

第2条第2項の表企画課の項第13号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表衛生環境課の項中第21号を第22号とし、第7号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の

次に次の1号を加える。

(7) 動物由来感染症の予防に関すること。

第3条中第13項を削り、第14項を第13項とする。

別表企画課の表12の部事務の種類欄中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

別表健康増進課の表中5の部を6の部とし、2の部から4の部までを1ずつ繰り下げ、同表1の部中3の項を13の項とし、2の項を12の項とし、同部1の項事項の欄中「入院措置」を「緊急入院措置」に改め、同項を同部10の項とし、同項の前に次のように加える。

1 診療及び保護の申請の受理(第23条第1項)		
2 警察官からの通報の受理(第24条)		
3 検察官からの通報の受理(第25条)		
4 保護観察所の長からの通報の受理(第25条の2)		

5 矯正施設の長からの通報の受理（第26条）		
6 精神病院の管理者からの届出の受理（第26条の2）		
7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報の受理（第26条の3）		
8 精神障害者等の診察（第27条第1項、第2項、第28条第1項、第29条の4第2項、第34条第1項、第3項）		
9 措置入院に関すること。		
(1) 入院措置（第29条第1項、第3項）		
(2) 移送（第29条の2の2）		
(3) 入院措置の解除（第29条の4第1項）		

別表健康増進課の表1の部中10の項の次に次のように加える。

11 医療保護入院等のための移送（第29条の2の2第2項、第3項、第34条）		
--	--	--

別表健康増進課の表中1の部を2の部とし、同部の前に次のように加える。

1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関する事務	1 小児慢性特定疾患治療研究対象者の認定（第21条の9の6、愛媛県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和50年3月31日制定）第8の1）		
--------------------------------	--	--	--

別表生活衛生課の表1の部中9の項を10の項とし、4の項から8の項までを1ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4 食品衛生管理者の設置及び変更の届出の受理（第48条第8項）		
---------------------------------	--	--

別表生活衛生課の表8の部2の項中「第9条第3項」を「第3条第3項」に改め、同表中14の部を16の部とし、13の部を15の部とし、12の部を13の部とし、同部の次に次のように加える。

14 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1 質問及び調査の実施（動物由来感染症に係る動物対策に関するものに限る。）（第15条第1項）		
--	--	--	--

別表生活衛生課の表11の部1の項を削り、同部2の項(1)から(5)までを削り、同項(6)事項の欄中「条例」を「危険な動物等に係るものを除く。）（愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年愛媛県条例第12号。以下この部において「条例」という。））」に改め、同項(6)を同項(1)とし、同項中(7)を削り、(8)を(2)とし、(9)を(3)とし、同項(10)同欄中「指示」の下に「（犬に係るものに限る。）」を加え、同項(10)を同項(4)とし、同項中(11)を(5)とし、(12)を(6)とし、同項(13)同欄中「第24条」を「第24条第1項及び第2項」に改め、同項(13)を同項(7)とし、同項中(14)を(8)とし、(15)及び(16)を削り、同項を同部1の項とし、同部を同表12の部とし、同表中10の部を11の部とし、9の部の次に次のように加える。

10 調理師法（昭和33年法律第147号）の施行に関する事務	1 調理業務従事の届出の受理（第5条の2第1項）		
--------------------------------	--------------------------	--	--

別表環境保全課の表2の部中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 揮発性有機化合物排出施設に関すること。		
(1) 設置の届出の受理（第17条の4第1項）		
(2) 使用の届出の受理（第17条の5第1項）		
(3) 構造等の変更の届出の受理（第17条の6第1項）		
(4) 計画の変更又は廃止の命令（第17条の7）		
(5) 実施の制限期間の短縮の承認（第10条第2項、第17条の12第1項）		
(6) 氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第11条、第17条の12第2項）		
(7) 地位の承継の届出の受理（第12条第3項、第17条の12第2項）		

（愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程（昭和28年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中第12項を削り、第13項を第12項とする。

（愛媛県研修所規程の一部改正）

第3条 愛媛県研修所規程（昭和30年愛媛県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「課の」を「係の」に改め、同条の表総務課の項中「総務課」を「庶務係」に改め、同表研修企画課の項中「研修企画課」を「教務係」に改める。

第4条の2を削り、第4条の3を第4条の2とし、第4条の4を削り、第4条の5を第4条の3とし、第4条の6を第4条の4とし、第4条の7を第4条の5とし、第4条の8を削る。

第10条中「特別研修、市町村職員研修及び専門研修」を「ステージアップ研修、能力開発研修、市町職員研修及び部局研修」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第16条第1項中「長」の下に「又は市町長」を加える。
別記様式を削る。

(愛媛県報発行規程の一部改正)

第4条 愛媛県報発行規程(昭和31年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「本庁及び次条第1項第1号に掲げる機関においては、適当な場所に県報を備えつけて」を「県報は、文書主管課に備え付けて」に改める。

第8条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 県議会各党派

第8条第1項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

(愛媛整肢療護園処務規程の一部改正)

第5条 愛媛整肢療護園処務規程(昭和31年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中第14項を削り、第15項を第14項とする。

(愛媛県婦人相談所処務規程の一部改正)

第6条 愛媛県婦人相談所処務規程(昭和32年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

(愛媛県計量検定所処務規程の一部改正)

第7条 愛媛県計量検定所処務規程(昭和33年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

(愛媛県県立高等技術専門学校処務規程の一部改正)

第8条 愛媛県県立高等技術専門学校処務規程(昭和33年愛媛県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

(愛媛県公印規程の一部改正)

第9条 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「事業管理統括監印」を「えひめブランド推進統括監印」に改める。

別表2知事印の部農地整備課の項及び生活文化センターの項を削り、同部西条地方局の項、今治地方局の項、松山地方局の項、八幡浜地方局の項及び宇和島地方局の項中

「1 | 地方債許可用」を 「1 | 地方債許可用
1 | 県税証紙売りさばき人指定

に、「1 | 土地改良事業用地等取得、補償用」を用

「1 | 土地改良事業用地等取得、補償用
1 | 沿岸漁業改善資金用 」、
1 | 漁業経営維持安定資金用 」

(愛媛県知的障害者更生相談所処務規程の一部改正)

第10条 愛媛県知的障害者更生相談所処務規程(昭和35年愛媛県訓令第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「主査」を「主任」に改め、「受け、」の下に「特定の」を加える。

(水産試験場処務規程の一部改正)

第11条 水産試験場処務規程(昭和36年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表増殖室の項の次に次のように加える。
栽培推進室

- (1) 水産動植物の種苗の生産に関する事。
- (2) 生産された種苗の供給に関する事。
- (3) 水産増養殖に関する技術指導に関する事。

第1条第2項の表増殖室の項の次に次のように加える。
栽培推進室

- (1) 前項の表栽培推進室の項各号に掲げる事務に関する事。

第2条第11項を削り、同条第12項中「主事」の下に「、技師」を加え、同項を同条第11項とし、同条第13項を同条第12項とする。

(愛媛県児童相談所処務規程の一部改正)

第12条 愛媛県児童相談所処務規程(昭和36年愛媛県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中第12項を削り、第13項を第12項とする。

(愛媛県工業技術センター処務規程の一部改正)

第13条 愛媛県工業技術センター処務規程(昭和36年愛媛県訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第3条中第11項を削り、第12項を第11項とする。

(愛媛県繊維産業試験場処務規程の一部改正)

第14条 愛媛県繊維産業試験場処務規程(昭和37年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

(愛媛県建設研究所処務規程の一部改正)

第15条 愛媛県建設研究所処務規程(昭和38年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

(愛媛県立保育専門学校処務規程の一部改正)

第16条 愛媛県立保育専門学校処務規程(昭和39年愛媛県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

(愛媛県紙産業研究センター処務規程の一部改正)

第17条 愛媛県紙産業研究センター処務規程(昭和39年愛媛県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

(愛媛県窯業試験場処務規程の一部改正)

第18条 愛媛県窯業試験場処務規程(昭和39年愛媛県訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

(愛媛県大阪事務所処務規程の一部改正)

第19条 愛媛県大阪事務所処務規程(昭和39年愛媛県訓令第

29号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

(愛媛県身体障害者更生相談所処務規程の一部改正)

第20条 愛媛県身体障害者更生相談所処務規程(昭和39年愛媛県訓令第46号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

(愛媛県家畜保健衛生所処務規程の一部改正)

第21条 愛媛県家畜保健衛生所処務規程(昭和40年愛媛県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第3条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

(愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第22条 愛媛県労働委員会事務局処務規程(昭和41年愛媛県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削る。

第7条の2第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

(愛媛県東京事務所処務規程の一部改正)

第23条 愛媛県東京事務所処務規程(昭和42年愛媛県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第10項を削り、第11項を第10項とする。

(愛媛県立えひめ学園処務規程の一部改正)

第24条 愛媛県立えひめ学園処務規程(昭和45年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

(愛媛県立歯科技術専門学校処務規程の一部改正)

第25条 愛媛県立歯科技術専門学校処務規程(昭和46年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

(愛媛県立農業大学校処務規程の一部改正)

第26条 愛媛県立農業大学校処務規程(昭和46年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表畜産分校の項中「養成部門」の下に「、総合農学科及びアグリビジネス科」を加える。

第3条中第11項を削り、第12項を第11項とする。

(愛媛県病害虫防除所処務規程の一部改正)

第27条 愛媛県病害虫防除所処務規程(昭和46年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

(愛媛県生活センター処務規程の一部改正)

第28条 愛媛県生活センター処務規程(昭和47年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県消費生活センター処務規程

第1条中「愛媛県生活センター」を「愛媛県消費生活センター」に改める。

第2条の表普及啓発係の項第7号中「生活センター友の会」を「消費生活センター友の会」に改める。

第3条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

(愛媛県精神保健福祉センター処務規程の一部改正)

第29条 愛媛県精神保健福祉センター処務規程(昭和47年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

(愛媛県農業試験場処務規程の一部改正)

第30条 愛媛県農業試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第10項を削り、第11項を第10項とする。

(愛媛県立果樹試験場処務規程の一部改正)

第31条 愛媛県立果樹試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項を第11項とする。

(愛媛県畜産試験場処務規程の一部改正)

第32条 愛媛県畜産試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

(愛媛県養鶏試験場処務規程の一部改正)

第33条 愛媛県養鶏試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

(愛媛県林業技術センター処務規程の一部改正)

第34条 愛媛県林業技術センター処務規程(昭和50年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

(愛媛県健康増進センター処務規程の一部改正)

第35条 愛媛県健康増進センター処務規程(昭和50年愛媛県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第2条の表健康推進課の項第6号を次のように改める。

(6) 難病相談・支援センターに関すること。

第3条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り上げ、第12項を削り、第13項を第11項とする。

第5条第1項中「次長」を「総務課長」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「及び次長」を「総務課長及び健康推進課長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所長及び総務課長が共に不在のときは、健康推進課長が代決する。

(愛媛県魚病指導センター処務規程の一部改正)

第36条 愛媛県魚病指導センター処務規程(昭和56年愛媛県訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

(愛媛県立医療技術短期大学処務規程の一部改正)

第37条 愛媛県立医療技術短期大学処務規程(昭和63年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1 3の部1の項事項の欄中「第4項」を「第5項」に改め、同部2の項同欄中「削除」を「利用停止」に、「第20条、第23条第2項、第30条、第35条」を「第21条、第25条第3項、第32条、第39条」に改め、同部3の項中

「削除」を「利用停止」に、「第21条第2項、第22条、第31条第2項、第32条、第35条」を「第22条第2項、第23条、第33条第2項、第34条、第39条」に改め、同部6の項を削り、同部5の項同欄中「第25条第1項」を「第27条第1項」に改め、同項を同部6の項とし、同部4の項同欄中「第23条第1項」を「第25条第1項、第2項」に改め、同項を同部5の項とし、同部3の項の次に次のように加える。

4 個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送（第24条第1項、第35条第1項）			
---	--	--	--

（愛媛県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正）

第38条 愛媛県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程（平成3年愛媛県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「県民相談員その他の」を削り、同条第3項中「県民相談員」を「第1項第3号の職員」に改める。

（愛媛県花き総合指導センター処務規程の一部改正）

第39条 愛媛県花き総合指導センター処務規程（平成4年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

（愛媛県地域高規格道路事業推進班規程の一部改正）

第40条 愛媛県地域高規格道路事業推進班規程（平成5年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「道路建設課長」を「高速道路推進監」に改める。

別表中7の項を削り、6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項の次に次のように加える。

5 土木部道路都市局高速道路推進監

（愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正）

第41条 愛媛県農業総合対策推進班規程（平成6年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表16の項中「（農林水産部長が指定するものに限る。）」を削り、同表19の項を削り、同表18の項中「担い手育成係長」を「担い手対策推進室担い手育成係長」に改め、同項を同表19の項とし、同表17の項中「農地活用係長」を「担い手対策推進室農地活用係長」に改め、同表16の項の次に次のように加える。

17 農林水産部農業振興局農業経営課担い手対策推進室技術室長補佐

（愛媛県政策・予算班規程の一部改正）

第42条 愛媛県政策・予算班規程（平成7年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項の次に次のように加える。

5 構造改革班長

（愛媛県立看護専門学校処務規程の一部改正）

第43条 愛媛県立看護専門学校処務規程（平成9年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

（愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正）

第44条 愛媛県市町村合併推進本部規程（平成13年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「市町振興課合併推進室」を「市町振興課」に改め、同条第2項中「市町振興課合併推進室長」を「市町振興課長」に改める。

別表2中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から18の項までを1ずつ繰り上げる。

（愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正）

第45条 愛媛県食肉衛生検査センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

（愛媛県動物愛護センター処務規程の一部改正）

第46条 愛媛県動物愛護センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

第3条第8号中「（平成13年愛媛県規則第21号）」を削り、同号を同条第27号とし、同条第7号を同条第24号とし、同号の次に次の2号を加える。

(25) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年愛媛県規則第21号）第10条第4項の規定による危険な動物の輸送又は管理の届出を受理すること。

(26) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第10条第5項の規定による知事との協議に係る同意を得た旨の届出を受理すること。

第3条第6号を同条第20号とし、同号の次に次の3号を加える。

(21) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第21条第1項の規定による危険な動物等の事故時の報告の受理及び指示をすること。

(22) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第24条第3項及び第4項の規定による許可飼養者等に対する必要な措置の指導、勧告及び命令をすること。

(23) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第25条第1項の規定による動物の所有者等に対する報告の徴収及び立入検査をすること。

第3条中第5号を第16号とし、同号の次に次の3号を加える。

(17) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第1項の規定による危険な動物等の所有者等からの緊急時の通報を受理すること。

(18) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第2項の規定による飼養施設から逸走した危険な動物等の捕獲等をする事。

(19) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第20条において準用する同条例第18条の3第1項の規定による危険な動物等を収容した旨等の公示及び通知をすること。

第3条第4号中「規定による」の下に「犬、ねこ等の収容後等の」を加え、同号を同条第15号とし、同条第3号中「（平成13年愛媛県条例第12号）」を削り、同号を同条第

14号とし、同条中第2号を第8号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (9) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年愛媛県条例第12号）第10条第1項の規定による危険な動物の飼養又は保管の許可をすること。
- (10) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第10条第2項の規定による国又は地方公共団体からの危険な動物の飼養又は保管の協議及び変更協議への同意をすること。
- (11) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第1項の規定による危険な動物の飼養又は保管の変更の許可をすること。
- (12) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第14条の規定による危険な動物の飼養又は保管の変更等の届出を受理すること。
- (13) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第18条の規定による危険な動物の飼養又は保管の許可の取消しをすること。

第3条第1号中「（昭和48年法律第105号）」を削り、「による」の下に「負傷動物等の発見者からの」を加え、同条を同条第7号とし、同号の前に次の6号を加える。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第8条第1項の規定による動物取扱業の届出を受理すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第9条第1項及び第2項の規定による動物取扱業の変更等の届出を受理すること。
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定による動物取扱業者の地位の承継の届出を受理すること。
- (4) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条の規定による動物取扱業者に対する飼養施設の構造等の改善勧告及び措置命令をすること。
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定による動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査をすること。
- (6) 動物の愛護及び管理に関する法律第15条の規定による周辺の生活環境の保全に係る必要な措置の勧告及び措置命令等をすること。

第3条に次の1号を加える。

- (28) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第15条の規定による動物由来感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（動物に係るものに限る。）をすること。

（愛媛県立医療技術大学処務規程の一部改正）

第47条 愛媛県立医療技術大学処務規程（平成16年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 3の部1の項事項の欄中「第4項」を「第5項」に改め、同部2の項同欄中「削除」を「利用停止」に、「第20条、第23条第2項、第30条、第35条」を「第21条、第25条第3項、第32条、第39条」に改め、同部3の項中「削除」を「利用停止」に、「第21条第2項、第22条、第31条第2項、第32条、第35条」を「第22条第2項、第23条

、第33条第2項、第34条、第39条」に改め、同部6の項を削り、同部5の項同欄中「第25条第1項」を「第27条第1項」に改め、同項を同部6の項とし、同部4の項同欄中「第23条第1項」を「第25条第1項、第2項」に改め、同項を同部5の項とし、同部3の項の次に次のように加える。

4	個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送（第24条第1項、第35条第1項）			
---	---	--	--	--

（えひめブランド推進班規程）

第48条 えひめブランド推進班規程（平成17年愛媛県訓令第11号の2）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「農業振興局長」を「えひめブランド推進統括監」に改め、同条第2項中「農業振興局えひめブランド推進監」を「えひめブランド推進監」に改める。

別表1の項中「農業振興局長」を「えひめブランド推進統括監」に改め、同表2の項中「農業振興局えひめブランド推進監」を「えひめブランド推進監」に改め、同表7の項中「（農林水産部長が指定する者に限る。）」を削る。

（栽培漁業センター処務規程等の廃止）

第49条 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 栽培漁業センター処務規程（昭和55年愛媛県訓令第3号）
- (2) 愛媛県リゾート班規程（平成2年愛媛県訓令第6号）
- (3) 愛媛県補助事業適正化対策班規程（平成16年愛媛県訓令第9号）
- (4) 地方税滞納整理機構設立準備班規程（平成17年愛媛県訓令第9号）

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

総 務 部

愛媛県総務事務センター規程を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県総務事務センター規程

（設置）

第1条 旅費の支出の集中処理業務を処理するとともに、総務系業務改革を推進するため、総務部新行政推進局行政システム改革課に総務事務センター（以下「センター」という。）を設置する。

（任務）

第2条 センターは、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 旅費の支出の集中処理業務に関すること。
- (2) 総務系業務改革の推進に関すること。
- (3) その他総務系業務改革のために必要な事項

（組織）

第3条 センターは、総務部新行政推進局行政システム改革課総務事務センター係に属する職員及び同課に属するその他の職員のうちから総務部長が指名する者をもって組織する。

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置き、総務部新行政推進局行政システム改革課長補佐の職にある者のうちから、知事が命ずる。

2 センター長は、上司の命を受け、センター員を指揮監督し、センターの事務を統轄する。

(雑則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程

(設置)

第1条 南予地域の活性化を図るため、愛媛県南予地域活性化特別対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(任務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 南予地域活性化特別対策の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 南予地域の市町及び関係団体等との連絡調整及び協議に関すること。
- (3) その他南予地域の活性化に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、企画情報部長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、対策本部の事務を統轄し、対策本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 対策本部の円滑な運営を図るため、対策本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、企画情報部管理局長の職にある者に知事が命ずる。

4 副幹事長は、企画情報部管理局企画調整課長の職にある者をもって充てる。

5 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 幹事長は、上司の命を受け、幹事会の事務を掌理する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐する。

8 幹事会の会議は、幹事長が必要の都度招集し、これを主宰する。

9 幹事長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(現地対策本部)

第7条 対策本部の任務を効率的に処理するため、その統轄の下に、八幡浜地方局及び宇和島地方局に南予地域活性化現地特別対策本部(以下「現地対策本部」という。)を置く。

2 現地対策本部は、現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員をもって組織する。

3 現地対策本部長は、八幡浜地方局長又は宇和島地方局長の職にある者をもって充てる。

4 現地対策副本部長は、八幡浜地方局又は宇和島地方局に属する別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

5 現地対策本部員は、八幡浜地方局又は宇和島地方局に属する別表4に掲げる職にある者をもって充てる。

6 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を統轄する。

7 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐する。

8 現地対策本部の運営に関し必要な事項は、現地対策本部長が定める。

(事務局)

第8条 対策本部の事務を処理するため、企画情報部管理局企画調整課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、企画情報部管理局企画調整課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表1(第3条関係)

1	総務部長
2	経済労働部長
3	農林水産部長
4	土木部長
5	八幡浜地方局長
6	宇和島地方局長

別表2(第6条関係)

1	総務部管理局総務管理課長
2	総務部新行政推進局市町振興課長
3	経済労働部管理局産業政策課長
4	農林水産部管理局農政課長

- 5 土木部管理局土木管理課長
- 6 八幡浜地方局総務県民部総務調整課長
- 7 宇和島地方局総務県民部総務調整課長

別表3 (第7条関係)

- 1 地方局総務県民部長
- 2 地方局産業経済部長
- 3 地方局建設部長

別表4 (第7条関係)

- 1 地方局総務県民部総務調整課長
- 2 地方局産業経済部商工労政課長
- 3 地方局産業経済部農政普及課長
- 4 地方局産業経済部農村整備課長(八幡浜地方局にあっては、農村整備第一課長)
- 5 地方局産業経済部森林林業課長
- 6 地方局産業経済部水産課長
- 7 地方局建設部管理課長
- 8 地方局建設部建設企画課長

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第1号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
 同 壺 内 紘 光
 同 玉 井 実 雄
 同 竹 田 祥 一

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程

愛媛県監査事務局規程(昭和41年愛媛県監査委員規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号を削る。

第4条中第10項を削り、第11項を第10項とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会規程

○愛媛県教育委員会規則第6号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県教育委員会
 委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表文化スポーツ部の部保健スポーツ課の

項係の欄中「国民体育大会準備係」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 保健スポーツ課に国民体育大会準備室を置き、同室に総務・企画係及び競技・施設係を置く。

第3条(見出しを含む。)表以外の部分中「各課」を「各課及び室」に改め、同条の表保健スポーツ課の項中「保健スポーツ課」の下に「(第3号の事務並びに第5号及び第6号の事務のうち競技力向上対策に関する事務にあっては、国民体育大会準備室の所掌とする。)」を加える。

第7条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 室長

第7条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 室長補佐

第7条第1項第16号中「主査」を「主任学芸員」に改める。

第8条第4項及び第5項を削る。

第9条の見出し中「課」を「課又は室」に改め、同条第1項中「課長補佐を」の下に「、室に室長及び室長補佐を」を加え、同条中第4項を第6項とし、第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 室長補佐は、室長を補佐し、室長が不在のときは、その職務を代行する。

第9条第2項の次に次の1項を加える。

3 室長は、上司の命を受け、室務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第10条第1項中「課」を「課及び室」に改め、「課付」を削り、「主査」を「主任学芸員」に改め、同条第2項中「課」を「課若しくは室」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第12項までを1項ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加える。

12 主任学芸員は、上司の命を受け、資料の収集、整理、保存、展示及び高度な調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項を処理する。

第10条第13項を削る。

第12条第1項中「課」を「課及び室」に改める。

(愛媛県立青年の家管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県立青年の家管理規則(昭和35年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

(愛媛県立博物館管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県立博物館管理規則(昭和36年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第11号中「主査」を「主事」に改め、同条第13号を削る。

(愛媛県総合教育センター管理規則の一部改正)

第4条 愛媛県総合教育センター管理規則(昭和41年愛媛県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表総務課の項中「、企画管理係」を削る。

第5条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第12号」を「第11号」に、「第13号及び第14号」を「第12号及び第13号」に改める。

(愛媛県立図書館管理規則の一部改正)

第5条 愛媛県立図書館管理規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「課及び」を削り、各号を次のように改める。

- (1) 庶務係
- (2) 図書整理係
- (3) 相談係
- (4) 普及係
- (5) 子ども読書係

第4条第4号中「課長」を「館長補佐」に改め、同条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

(愛媛県生涯学習センター管理規則の一部改正)

第6条 愛媛県生涯学習センター管理規則(平成3年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号を削り、第12号を第15号とし、同条第11号中「主査」を「主事」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第10号を第13号とし、第8号及び第9号を3号ずつ繰り上げ、第7号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 担当係長

第4条中第6号を第8号とし、第4号及び第5号を2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 副参事
- (5) 課長補佐

(愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正)

第7条 愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (13) 学芸員

第4条中第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

(愛媛県歴史文化博物館管理規則の一部改正)

第8条 愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第11号中「主査」を「主事」に改め、同条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

(愛媛県美術館管理規則の一部改正)

第9条 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第11号中「主査」を「主事」に改め、同条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第7号

愛媛県立学校教職員設置規則及び指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校教職員設置規則及び指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県立学校教職員設置規則の一部改正)

第1条 愛媛県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

第3条第1項中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を、「第51条」の下に「、第51条の9」を加え、「第11項」を「第12項」に改める。

第4条第3項、第5条第3項、第6条第3項及び第7条第3項中「第65条第1項」の下に「、第65条の10第1項」を加える。

第18条第1項及び第2項中「、主任及び主査」を「及び主任」に改め、同条第5項を削る。

(指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正)

第2条 指導力不足等教員の取扱いに関する規則(平成15年愛媛県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第3号

教育事務所の名称、位置及び所管区域(昭和32年2月愛媛県教育委員会告示第7号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成18年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

前文中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局

教育 機 関

愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会公印規程(昭和36年7月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「課長印」の下に「(室長印を

む。以下同じ。)を加え、同項第2号中「課印」の下に「(室印を含む。以下同じ。)」を加える。

第3条第2項中「課長」の下に「(室長を含む。)」を加える。

様式第5号中「使用課」を「使用課(室)」に改める。
(愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程(昭和32年2月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、主任及び主査」を「及び主任」に改め、同条第2項中「第6項から第10項まで、第12項及び第13項」を「第5項から第9項まで及び第11項」に改める。
(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年2月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「課及び」を削り、同条の表総務課の部中「総務課」を「庶務係」に、「図書整理係」を「図書整理係」に改め、同表読書振興課の部中「読書振興課」を「相談係」に、「普及係」を「普及係」に、「子ども読書係」を「子ども読書係」に改める。

第2条中第7項を第8項とし、第5項及び第6項を1項ずつ繰り下げ、同条第4項中「課長、」を削り、「、主任及び主査」を「及び主任」に、「第9条第2項、第10条第9項及び第10項、第9条第4項」を「第10条第8項及び第9項、第9条第6項」に、「第10条第12項及び第13項」を「第10条第11項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 館長補佐は、館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代行する。

第3条第1項中「総務課長」を「館長補佐」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

(愛媛県立青年の家処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県立青年の家処務規程(昭和35年6月愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条第4項中「、主査」を削り、「第10条第8項から第10項」を「第10条第7項から第9項」に、「第9条第4項、第10条第12項及び第13項並びに」を「第9条第6項、第10条第11項及び」に改める。

(愛媛県立博物館処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県立博物館処務規程(昭和36年11月愛媛県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第10条第9項及び第10項」を「第10条第8項及び第9項」に改め、同条第7項中「第9条第4項」を「第9条第6項」に改め、同条第8項中「第10条第12項」を「第10条第11項」に改め、同条第10項中「主査」を「主事」に、「第10条第13項」を「第12条第2項」に改め、

同条第12項を削る。

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第6条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年3月愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の表総務課の部庶務係の項第8号中「研修部の」を「他の」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 他の教育機関及び教育研究団体との連絡調整に関すること。

第1条の表総務課の部庶務係の項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 施設設備の管理に関すること。

第1条の表総務課の部企画管理係の項を削り、同表教科教育部の部教科研究室の項中第3号を第4号とし、第1号及び第2号を1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 研修の企画及び広報に関すること。

第2条第4項中「第10条第10項」を「第10条第9項」に改め、同条第6項中「、主査」を削り、「第9条第4項、第10条第12項及び第13項並びに」を「第9条第6項、第10条第11項及び」に改める。

(愛媛県生涯学習センター処務規程の一部改正)

第7条 愛媛県生涯学習センター処務規程(平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「課長」の下に「、副参事、課長補佐」を、「第9条第2項」の下に「、第10条第4項、第9条第4項」を加え、「第10条第9項及び第10項」を「第10条第8項及び第9項」に改め、同条第5項中「係長」の下に「及び担当係長」を加え、「第9条第4項」を「第9条第6項及び第10条第10項」に改め、同条第7項中「第10条第12項」を「第10条第11項」に改め、同条第9項中「主査」を「主事及びその他の職員」に、「第10条第13項」を「第12条第2項」に改め、同条第11項を削る。

(愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正)

第8条 愛媛県総合科学博物館処務規程(平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第10項」を「第9項」に改め、同条第5項中「第9条第4項」を「第9条第6項」に改め、同条第7項中「第10条第12項」を「第10条第11項」に改め、同条第9項中「主査」を「主事、技師及びその他の職員」に、「第10条第13項」を「第12条第2項」に改め、同条第11項を削る。

(愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正)

第9条 愛媛県歴史文化博物館処務規程(平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第10項」を「第9項」に改め、同条第5項中「第9条第4項」を「第9条第6項」に改め、同条第7項中「第10条第12項」を「第10条第11項」に改め、同条第9項中「主査」を「主事及びその他の職員」に、「第10条第13項」を「第12条第2項」に改め、同条第11項を削る。

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

第10条 愛媛県美術館処務規程(平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第9項及び第10項」を「第8項及び第9項」に改め、同条第5項中「第9条第4項及び第10条第12項」を「第9条第6項及び第10条第11項」に改め、同条第7項中「主査」を「主事及びその他の職員」に、「第10条第13項」を「第12条第2項」に改め、同条第9項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 1035

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表勤務箇所名の欄及び同条第2項の表勤務箇所名の欄中「生活センター」を「消費生活センター」に改める。

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。

別表第6 5級の項標準的な職務の欄中「又は総看護長」を削り、同表6級の項同欄中「課長」の下に「又は総看護長」を加える。

別表第10 1 行政職給料表級別職務区分表5級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中

「防災航空事務所長」を「防災航空事務所長 構造改革班長」に、「新まちづくり支援班長」を「新まちづくり支援班長 地方局再編班長」に、「地方局ダム管理事務所長(八幡浜地方局鹿野川ダム管理事務所長を除く。)」を「地方局ダム管理事務所長」に、「生活センター所長」を「消費生活センター所長 生活センター次長」に改め、同部教育委員会の事務部局の項同欄中「課付(5級)」を「室長補佐」に、「青年の家所長補佐」を「青年の家所長補佐 図書館長補佐」に、「県立学校の事務長(5級)」を「県立学校事務長」に、「市町村立小・中学校の事務長(5級)」を「市町村立小・中学校の事務長」に改め、同表6級の部知事の事

務部局の項同欄中「事業管理監(6級)を「えひめブランド推進監(6級)」に改め、「八幡浜地方局高速道路推進監(6級)」を削り、同表8級の部知事の事務部局の項同欄中「事業管理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に改める。

別表第10 4 医療職給料表(一)級別職務区分表2級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「西条地方局健康福祉環境部企画課医監(3級)」を「西条地方局健康福祉環境部企画課医監(3級)」に改め、同表3級の部知事の事務部局の項同欄中「八幡浜地方局健康福祉環境部医監(4級)」を削り、「西条地方局健康福祉環境部企画課医監(4級)」を「西条地方局健康福祉環境部健康増進課医監(4級)」に改め、同表4級の部知事の事務部局の項同欄中「八幡浜地方局健康福祉環境部医監(5級)」を削る。

別表第10 6 医療職給料表(三)級別職務区分表4級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「看護長」を「看護長 児童福祉司(4級)」に改め、同表5級の部知事の事務部局の項同欄中「総看護長」を「児童福祉司(5級)」に改め、同表6級の部知事の事務部局の項同欄中「保健所の技術課長補佐」を「保健所の技術課長補佐 愛媛整肢療護園総看護長」に改め、同表7級の部知事の事務部局の項同欄中「健康増進センター次長」を削る。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

第4条中「、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団」を削る。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項公職の欄中「事業監理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に、「事業管理監」を「えひめブランド推進監」に改め、「八幡浜地方局高速道路推進監」を削る。

別表知事の事務部局の項同欄中「事業管理監(7級)を「えひめブランド推進監(7級)」に改め、「八幡浜地方局高速道路推進監(7級)」を削り、同表8級の部知事の事務部局の項同欄中「事業管理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に改める。

別表第10 4 医療職給料表(一)級別職務区分表2級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「西条地方局健康福祉環境部企画課医監(3級)」を「西条地方局健康福祉環境部企画課医監(3級)」に改め、同表3級の部知事の事務部局の項同欄中「八幡浜地方局健康福祉環境部医監(4級)」を削り、「西条地方局健康福祉環境部企画課医監(4級)」を「西条地方局健康福祉環境部健康増進課医監(4級)」に改め、同表4級の部知事の事務部局の項同欄中「八幡浜地方局健康福祉環境部医監(5級)」を削る。

別表第10 6 医療職給料表(三)級別職務区分表4級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「看護長」を「看護長 児童福祉司(4級)」に改め、同表5級の部知事の事務部局の項同欄中「総看護長」を「児童福祉司(5級)」に改め、同表6級の部知事の事務部局の項同欄中「保健所の技術課長補佐」を「保健所の技術課長補佐 愛媛整肢療護園総看護長」に改め、同表7級の部知事の事務部局の項同欄中「健康増進センター次長」を削る。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

第4条中「、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団」を削る。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項公職の欄中「事業監理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に、「事業管理監」を「えひめブランド推進監」に改め、「八幡浜地方局高速道路推進監」を削る。

別表知事の事務部局の項同欄中「事業管理監(7級)を「えひめブランド推進監(7級)」に改め、「八幡浜地方局高速道路推進監(7級)」を削り、同表8級の部知事の事務部局の項同欄中「事業管理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に改める。

別表第10 4 医療職給料表(一)級別職務区分表2級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「西条地方局健康福祉環境部企画課医監(3級)」を「西条地方局健康福祉環境部企画課医監(3級)」に改め、同表3級の部知事の事務部局の項同欄中「八幡浜地方局健康福祉環境部医監(4級)」を削り、「西条地方局健康福祉環境部企画課医監(4級)」を「西条地方局健康福祉環境部健康増進課医監(4級)」に改め、同表4級の部知事の事務部局の項同欄中「八幡浜地方局健康福祉環境部医監(5級)」を削る。

別表第10 6 医療職給料表(三)級別職務区分表4級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「看護長」を「看護長 児童福祉司(4級)」に改め、同表5級の部知事の事務部局の項同欄中「総看護長」を「児童福祉司(5級)」に改め、同表6級の部知事の事務部局の項同欄中「保健所の技術課長補佐」を「保健所の技術課長補佐 愛媛整肢療護園総看護長」に改め、同表7級の部知事の事務部局の項同欄中「健康増進センター次長」を削る。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

第4条中「、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団」を削る。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項公職の欄中「事業監理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に、「事業管理監」を「えひめブランド推進監」に改め、「八幡浜地方局高速道路推進監」を削る。

別表知事の事務部局の項同欄中「事業管理監(7級)を「えひめブランド推進監(7級)」に改め、「八幡浜地方局高速道路推進監(7級)」を削り、同表8級の部知事の事務部局の項同欄中「事業管理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に改める。

別表第10 4 医療職給料表(一)級別職務区分表2級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「西条地方局健康福祉環境部企画課医監(3級)」を「西条地方局健康福祉環境部企画課医監(3級)」に改め、同表3級の部知事の事務部局の項同欄中「八幡浜地方局健康福祉環境部医監(4級)」を削り、「西条地方局健康福祉環境部企画課医監(4級)」を「西条地方局健康福祉環境部健康増進課医監(4級)」に改め、同表4級の部知事の事務部局の項同欄中「八幡浜地方局健康福祉環境部医監(5級)」を削る。

別表第10 6 医療職給料表(三)級別職務区分表4級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「看護長」を「看護長 児童福祉司(4級)」に改め、同表5級の部知事の事務部局の項同欄中「総看護長」を「児童福祉司(5級)」に改め、同表6級の部知事の事務部局の項同欄中「保健所の技術課長補佐」を「保健所の技術課長補佐 愛媛整肢療護園総看護長」に改め、同表7級の部知事の事務部局の項同欄中「健康増進センター次長」を削る。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

第4条中「、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団」を削る。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

局健康福祉環境部医監」、「八幡浜地方局鹿野川ダム管理事務所長」及び「健康増進センター次長」を削り、「農業大学校副校長」を「農業大学校副校長 果樹試験場次長」に改め、「栽培漁業センター所長」を削り、「課付（課長補佐同格者に限る。）」を「課付（課長補佐同格者に限る。）」に、「新まちづくり支援班長」を「新まちづくり支援班長 地方局再編班長」に、「地方局ダム管理事務所長（八幡浜地方局鹿野川ダム管理事務所長を除く。）」を「今治地方局健康福祉環境部健康増進課医監」に、「生活センター所長」を「消費生活センター生活センター次長」に、「愛媛整肢療次長」に、「愛媛整肢療護園事務局長」を「愛媛整肢療護園事務局長」に改め、「果樹試験場次長」を削り、同表委員会等の事務部局の項同欄中「部付」を削り、「教育委員会事務局本庁課長」を「教育委員会事務局室長」に改め、「課付」を削り、「教育委員会事務局課長補佐」を「教育委員会事務局課長補佐」に、「青年の家所長補佐」を「青年の家所長補佐」に、「市町村立小・中学校事務局長」を「市町立小・中学校事務局長」に改める。

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第5条 特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

別表第1 宇和島市の項中 「津島町御内 717 番地 宇和島警察署御槇駐在所」及び「下波5516番地 栽培漁業センター」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則6 - 172

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県人事委員会
委員長 稲 瀬 道 和

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 - 5）の一部を次のように改正する。

別表第1 行政職群級別職務区分表5級の項職務の級区分欄「事業所の課長 専門員（5級）」を「中央病院経営企画室長補佐」

事業所の課長（5級） 「病院事務局付（5級）」に改め、同表6級の項同欄中「中央専門員（5級）」を削り、「中央病院経営企画室長」の事務局長（中央病院事務局長、今治病院事務局長及び新居病院事務局長）を削り、「事務局付（6級）」を「中央病院総務課長 三島病院事務局長 南宇和病院事務局長」に改め、同表8級の項同欄中「局付（8級）」を「局付（8級）中央病院企画調査監」に改める。

別表第4 医療職群(一)級別職務区分表3級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「西条地方局健康福祉環境部企画課医監（3級）」を「西条地方局健康福祉環境部企画課医監（3級）」に改め、同表4級の部知事事務部局の項同欄中「八幡浜地方局健康福祉環境部医監（4級）」を削り、「西条地方局健康福祉環境部企画課医監（4級）」を「西条地方局健康福祉環境部健康増進課医監（4級）」に改め、同表5級の部知事の事務部局の項同欄中「八幡浜地方局健康福祉環境部医監（5級）」を削る。

別表第5 医療職群(二)級別職務区分表6級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「薬剤部次長」を「薬剤部次長」に改める。

別表第6 医療職群(三)級別職務区分表6級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「副看護部長（6級）」を「副看護部長（6級）」に改める。

別表第11中

現住所		本籍地	都道府県	を
-----	--	-----	------	---

現住所				に
-----	--	--	--	---

改める。

別表第13中

氏名		男・女	年 月 日生 (満 歳)	を
現住所		本籍地	都道府県	

氏名	男・女	年 月 日生 (満 歳)	に
現住所	日本国籍 の有無	有 無(在留の資格)	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 6 - 173

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6 - 159)の一部を次のように改正する。

別表中「愛媛県住宅供給公社」及び「財団法人愛媛県国際交流協会」を削り、「財団法人愛媛県観光協会」を「財団法人愛媛県観光協会」に、「社会福祉法人愛媛県社会福祉人愛媛県国際交流協会」を「財団法人砂防・地すべり技術センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 3 - 20

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則(愛媛県人事委員会規則3 - 1)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を削り、同条第2項第5号を次のように改める。

(5) 主事

第5条第9項を削り、第10項を第9項とする。

第11条第1号中「4級以下」を「2級以下」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

へき地等学校の指定(平成13年12月愛媛県人事委員会告示

第2号)の一部を次のように改正する。

平成18年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

1(2)の表西宇和郡の項学校名の欄中「伊方町立二名津中学校」を削る。

○愛媛県人事委員会告示第2号

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等(平成11年3月愛媛県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成18年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

表7の項事業又は事務所の欄中「栽培漁業センター」を削り、同表12の項同欄中「中学校」「高等学校」を削り、「中等教育学校」に改め、同表労働基準法別表第1各号のいずれにも該当しないものの項同欄中「生活センター」を「消費生活センター」に改める。

県議会訓令

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会議務局

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県議会議長 篠原 実

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会議務局規程(昭和39年愛媛県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号を削り、同条第3項中「、主査」を削る。

第4条中第12項を削り、第13項を第12項とする。

第7条第6号中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第8号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「経営企画室、」を削り、「業務課及び医事課」を「医事課及び経営企画室」に改め、同条第6項を削る。

第10条第1項中「室及び課、」を「課及び室、」に改め、「にあつては室及び課」を削る。

第14条第1項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 企画調査監

第14条第1項第9号を次のように改める。

(9) 局付

第14条第1項中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 副参事

(12) 事務局次長

第14条第1項第13号を次のように改める。

(13) 課長補佐

第14条第1項中第29号を第32号とし、第19号から第28号までを3号ずつ繰り下げ、第18号を第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 薬剤長

第14条第1項中第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 部付

第14条第1項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 経営企画室長

第14条第2項中「医局長」の下に「、企画調査監」を加え、「事務局次長、経営企画室長」を「局付、課長」に、「薬剤長、課長、経営企画室長補佐、部長」を「事務局次長、課長補佐、経営企画室長、部長、部付」に改め、「薬剤部次長」の下に「、薬剤長」を加え、同条第3項中「薬剤長、部長」を「部長、部付」に改め、「薬剤部次長」の下に「、薬剤長」を加え、同条第4項中「事務局長」の下に「、企画調査監」を加え、「事務局次長、経営企画室長」を「局付、課長」に、「課長及び経営企画室長補佐」を「事務局次長、課長補佐及び経営企画室長」に改める。

別表第1愛媛県立北宇和病院の項を削る。

別表第2愛媛県銅山川発電所の部総務課の項、同表愛媛県今治地区工業用水道管理事務所の部総務課の項及び同表愛媛県西条地区工業用水道管理事務所の部総務課の項を削る。

「(経営
総務
業務
医事

別表第3愛媛県立中央病院の項係の名称の欄中

企画室)経営企画係
課)庶務係、職員係、会計係、施設管理係
課)調達係、給食・栄養管理係
課)入院医事係、外来病歴医事係
)庶務係、職員係、会計係、施設管理係
)入院医事係、外来医事係、調達係、給食・栄養管理係
画室)経営企画係、医療情報管理係

「(総務課
(医事課
を
(経営企

に改め、同表愛

媛県立三島病院愛媛県立南宇和病院愛媛県立北宇和病院の項病院の欄中「愛媛県立北宇和病院」を削る。

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の項5級の欄中「経営企画室長補佐」を「経営企画室長」に改め、「事業所の課長」の下に「(中央病院総務課長を除く。)」を加え、同項6級の欄中「中央病院事務局次長」を「中央病院総務課長」に改め、「中央病院経営企画室長」を削り、同項8級の欄中「局付(8級)」を「局付(8級) 企画調査監」に改め、同表医療

職給料表()の項6級の欄中「専門員(6級)」を「専門員(6級) 部付」に改め、同表医療職給料表()の項6級の欄中「副看護部長(6級)」を「副看護部長(6級) 部付」に改める。

別表第2公職の欄中「病院長(中央病院長を除く。)」を「病院長(中央病院長を除く。)」に、「中央病院事務局次長」を「中央病院総務課長」に改め、「北宇和病院企画室長」

「中央病院事務局長」を削り、「病院の課長 経営企画室長補佐」を「中央病院総務局付(中央病院総務課長を除く。)」に、「南宇和病院事務局課長補佐 営企画室長」に改める。

(愛媛県公営企業会計規程の一部改正)

第3条 愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、「掲げる事務」の下に「(旅費の支出の集中処理業務に係るものを除く。)」を加える。

第3条第2号中「うち」の下に「、発電所にあつては発電課長、発電工水管理事務所にあつては総務課長、工業用水道管理事務所にあつては管理課長」を加え、「、その他の事業所にあつては総務課長」を削る。

第4条中「の各号」を削り、同条ただし書中「第7号に掲げる事務」の下に「並びに旅費の支出の集中処理業務に係るものについて」を加える。

第33条第1項第2号を次のように改める。

(2) 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき(債権が法律の規定により債務者の援用を要しないで消滅するものであるときは、消滅時効が完成したとき。)

第33条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地方自治法第96条第1項第10号の規定による議会の

議決があつたとき。

第45条中「第11号」を「第13号」に改める。

様式第85号中	「 北宇和病院 」	を	「 新居浜病院 」
	「 新居浜病院 」		「 」

に改める。

(愛媛県立病院料金規程の一部改正)

第4条 愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「 愛媛県立北宇和病院 」	個 室		4,720円	を
	2 人 室		2,100円	

削る。

(愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第5条 愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1 愛媛県立北宇和病院の項を削る。

別表第2中	「 県立南宇和病院 」	を	「 県立南宇和病院 」	に改める。
	「 県立北宇和病院 」		「 」	

る。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

県立中央病院業務課調達係長	県立中央病院医事課調達係長
県立中央病院業務課調達係担当係長	県立中央病院医事課調達係担当係長
県立中央病院業務課給食・栄養管理係長	県立中央病院医事課給食・栄養管理係長
県立中央病院業務課給食・栄養管理係担当係長	県立中央病院医事課給食・栄養管理係担当係長

3 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が次の表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

給料表	旧級	新級
愛媛県企業職員の給与に関する規程第2条の規定によりその例によることとされる技能労務職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	4 級

4 この管理規程の施行の日前の愛媛県立北宇和病院の使用に係る料金の額については、なお従前の例による。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第4号

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)を次のように改正する。

第2条の見出し中「発電所各課」を「発電所発電課」に改め、同条中「各課」を「発電課」に改め、同条の表総務課の項を削り、同表発電課の項第2号を次のように改める。

- (2) 発電所の管理に関すること。
- 第2条の表発電課の項に次の8号を加える。
- (3) 公印及び文書の管理に関すること。
- (4) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (5) 職員の健康管理及び福利厚生に関すること。
- (6) 予算の経理及び会計事務に関すること。
- (7) 契約に関すること。
- (8) 物品の出納、管理及び処分に関すること。
- (9) 財産の管理及び処分に関すること。
- (10) その他発電所に関すること。

第3条の見出し中「工業用水道管理事務所各課」を「工業用水道管理事務所管理課」に改め、同条中「各課」を「管理課」に改め、同条の表総務課の項を削り、同表管理課の項に次の10号を加える。

- (6) 公印及び文書の管理に関すること。
- (7) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (8) 職員の健康管理及び福利厚生に関すること。
- (9) 予算の経理及び会計事務に関すること。
- (10) 契約に関すること。
- (11) 占用許可申請事務に関すること。
- (12) 物品の出納、管理及び処分に関すること。
- (13) 財産の管理及び処分に関すること。
- (14) 工業用水道管理事務所の管理に関すること。
- (15) その他工業用水道管理事務所に関すること。

第5条第2項中「経営企画室等」を「総務課等」に改め、同項の表経営企画室の項及び業務課の項を削り、同表医事課の項に次の4号を加える。

- (9) 医療機械器具及び医療資材等の購入契約に関すること。
- (10) 医療機械器具及び医療資材等の出納及び管理に関すること。
- (11) 物品の出納、管理及び処分に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (12) 給食に関すること。

第5条第2項の表医事課の項の次に次のように加える。経営企画室

- (1) 病院の経営企画に関すること。
- (2) 広報、統計（他の主管に属するものを除く。）及び調査に関すること。

第9条中第9項を削り、第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 企画調査監は、院長の特命に係る病院の経営企画に関する事務を処理する。

第9条第10項を次のように改める。

10 局付は、上司の特命に係る事務を処理する。

第9条中第20項を第23項とし、第16項から第19項までを3項ずつ繰り下げ、第15項を削り、第14項を第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 課長補佐は、課長を補佐する。

第9条中第13項を第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 部付は、上司の特命に係る業務を処理する。

第9条第12項中「薬剤長、」を削り、「及び技師長」を「、技師長及び薬剤長」に改め、同項を同条第14項とし、同条第11項の次に次の2項を加える。

12 経営企画室長は、上司の命を受け、室務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

13 事務局次長は、事務局長を補佐する。

第9条第15項の次に次の1項を加える。

（愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正）

第2条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号）を次のように改正する。

別表第1 4の部1の項事項の欄中「第4項」を「第5項」に改め、同部2の項同欄中「第7条第3項第3号、第8条第2項第6号、第3項、第9条第5号、第10条第2項」を「第7条第3項第4号、第8条第2項第7号、第3項第3号、第9条第6号、第10条第2項第4号」に改める。

（愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正）

第3条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則（平成9年愛媛県公営企業訓令第3号）を次のように改正する。

第2条第2号中「経営企画室長、課長」を「課長、経営企画室長」に改める。

第5条第1項の表院長の権限に属する事務の部事務局長の項、経営企画室長の項及び課長の項を次のように改める。

事務局長	課長又は経営企画室長（愛媛県立三島病院及び愛媛県立南宇和病院にあっては、事務局次長）	課長補佐（愛媛県立中央病院総務課に限る。）
愛媛県立中央病院総務課長	課長補佐	
課長（愛媛県立中央病院総務課長を除く。以下この項に	課長又は経営企画室長が指定した職員	

において同じ。）及び経営企画室長		
------------------	--	--

別表第1中「経営企画室長又は課長」を「課長又は経営企画室長」に、「、愛媛県立南宇和病院及び愛媛県立北宇和病院」を「及び愛媛県立南宇和病院」に「第4項」を「第5項」に改める。

別表第2総務課の表に備考として次のように加える。

備考 この表組織名の欄中「総務課」とあるのは、発電所においては「発電課」と、工業用水道管理事務所においては「管理課」として、同表の規定を適用する。

別表第3経営企画室の表を削る。

別表第3総務課の表中「、愛媛県立南宇和病院及び愛媛県立北宇和病院」を「及び愛媛県立南宇和病院」に改める。

別表第3業務課の表を削る。

別表第3医事課の表中「、愛媛県立南宇和病院及び愛媛県立北宇和病院」を「及び愛媛県立南宇和病院」に改め、「（愛媛県立中央病院を除く。）」を削る。

別表第3医事課の表の次に次の1表を加える。

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分		愛媛県立三島病院及び愛媛県立南宇和病院における決裁区分		
			院長	専決者		院長	専決者
				事務局長	室長		
経営企画室	1 病院の経営企画に関する事務 2 広報、統計及び調査に関する事務	1 病院の経営企画に関すること。 1 広報、統計（他の主管に属するものを除く。）及び調査に関すること。					

備考 この表組織名の欄中「経営企画室」とあるのは、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院においては「総務課」と、愛媛県立三島病院及び愛媛県立南宇和病院においては「事務局」とし、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「室長」とあるのは、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院においては「課長」として、同表の規定を適用する。

別表第3放射線部の表備考を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。